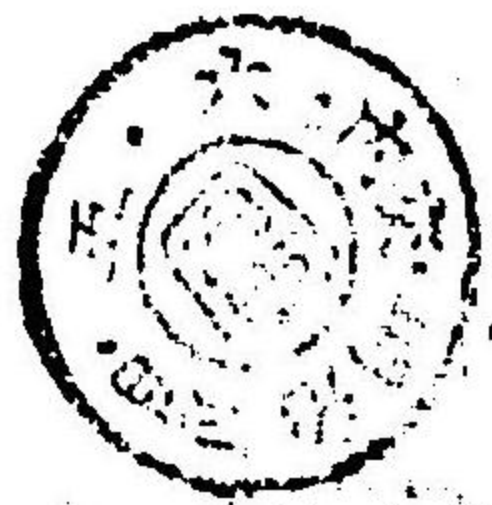


81-634

井上頼國校閱  
竹間清臣謹述



日本  
孝德天皇  
御集釋  
全

竹間氏藏版

日本  
書紀 孝德天皇紀集釋

凡 例

一 孝德天皇紀は所謂大化更新の御代にして、彼の封建類似の制を變じて郡縣を敷き、國勢一變を致し、律令この時に制せられて、後代法制の基礎をなしたる等、最も學者の研究に資するものなれば、茲に淺學を顧みず、特に本紀を擇みて講述せし所以なり、なほ序を逐うて講述する所あるべし

一 本書の本文は寛文の板本流布本に據り、傍、楓山本、本田本、中臣本、水戸本等の諸本、及日本紀通證、書紀集解を參攷して校訂を加へ

たり  
 一本紀の傍訓は淺學の能くすべからざる事なるを以て省略せれども、先輩の定められたる訓は注釋に加へもし、又は傍にも添へたり

一本紀を讀まむには、古史徵の開題記、釋日本紀、日本紀通證、書紀集解、日本書紀標注、栗田文學博士の莊園考、戸籍考等を併せ見るべし  
 一本紀改新の旨意を研究せむには、古史徵開題記を始とし、歷朝詔詞解、松の藤麻、長等の山風、足鼎等を讀むべし

竹間清臣識す

日本書紀 孝德天皇紀集釋

井上頼國 校閱  
 竹間清臣 謹述

天萬豐日天皇 孝德天皇

御名義は通證に並美稱也とあり、眞の御名は始め輕皇子と申し後に輕萬德皇子とも稱したまひしあるべし、○孝德の御諡號は、周禮地官師氏以三德教國子云々、三曰孝德以知逆惡、また漢書禮樂志に清明聖矣皇帝孝德なごあるより出たる文字あるべし、

天萬豐日天皇、天豐財重日足姬、天皇同母弟也、尊佛法、輕神道、削生國魂社樹之類、爲人柔仁好儒、不擇貴賤、頻降恩勅、天豐財重日足天皇、四年六月庚戌、天豐財重日足姬天皇思欲傳位於中大兄、而詔曰云々、

天豐財重日足姬天皇は皇極天皇を申す、○尊佛法、輕神道の六字は紀の文例に反すれば後人の撰入なるべし、集解に私記、評語誤入三本文といへり、且この天皇の神道を輕んじたまひしこと本紀中に所見なく、殊に天皇は神祇を敬信したまひし君に坐せり、○削生國魂社樹之類是也、この

注々注の文例に反しこの事紀中に見えず、同じく後人の摺入なるべし、さてこの生國魂社は神名式に攝津國東生、那難波坐生國魂神社二座並名神大、月次相嘗新嘗とあり、三代實錄には難波生國魂神とあり、又臨時祭式には難波大社とあり、今生玉社と稱する是あり、攝津志に據れば舊在府城、地、明應中釋、遂如欲、毀而建、佛刹、歷示、神異、如恐怖而止、天正中豐太閤築、府城、時遷、祠、郡、南、加、其、祭、田、とあり、その祭神は古語拾遺に云く生島、是大八洲、之靈、今生、島、巫、所、奉、祭、也、また祝詞式に生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前留白久生國足國登御名者白氏稱辭竟奉とある是なり、○儒は博士の音を以て訓めり學者之稱なり、○庚戌は十四日なり、○詔曰云々、原は宣命の文なるをこの紀には或は省き或は漢文に譯しなとせり、

中大兄退語於中臣鎌子連、中臣鎌子連議曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子殿下之舅也、方今古人大兄在而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心、且立舅以答民望、不亦可乎、於是中大兄深嘉厥議、密以奏聞、天豐財重日足、姬天皇授、璽綬禪位策、曰、咨爾輕皇子云々、

中大兄はナカチオホヒ子と訓じべし、其證は長等の山風に委しければ就て見るべし、後即位して天智天皇と稱す、○中臣鎌子は鎌足の通稱なり、○殿下は儀制令に於三后皇太子、上啓稱、殿下とありて、令集解に殿下、皇太子、所稱也とあり、また事物紀原には漢以來皇太子諸王、稱、殿下と見

見えたり、○舅也、倭名抄に母之昆弟爲、舅母方之乎知とあり、即ち輕皇子は御母の御弟なればなり、○禪位の下、集解に活字本に據りて於輕皇子の四字を補へり、○云々、これもまた宣命の語なるによりかくは省けるなるべし、

輕皇子再三固辭、轉讓於古人、大兄、更名、古人、大市、皇子、曰、大兄命是昔、天皇所生、而又年長、以斯、二理、可居、天位、於是、古人、大兄、避、座、遂、巡、拱、手、辭、曰、奉、順、天、皇、聖、旨、何、勞、推、讓、於、臣、

註の古人、大市皇子、大市は地名あり、倭名抄に大和國城上郡大市あり、これに據れるなるべし、○昔天皇、昔とは前と云ふが如し、舒明天皇を申す、○遂巡は通證に後退也、○中、說、文、遂、巡、却、退、貌、とあり、○拱、手、手をコマヌクと云ふ時は手を左右にして抱くこと、これを禮容の状とも見ゆ、よりにてこ、は手をツクと訓みて手を拱るは形容をつくりなどのつくりと同じく手を正しく爲たすふのさまと見るべし、

臣願出家入于吉野、勤修佛道、奉祐天皇、辭訖、解所佩刀、投擲於地、亦命帳內、皆令解刀、即日詣於法興寺、佛殿、與塔間、剔除髻髮、披著袈裟、

帳内は軍防令に給、帳内、一品、二百六十人、二品、一百四十人云々と見えて、親王に給ふ舍人を云ふ、○即日原作、自據、盡本、改と集解にあり、北野本も日に作れり、今之に従ふ、○袈裟は倭名抄に

袈裟天竺語也俗云介佐とあり、翻譯名義集に袈裟具云三迦羅沙曳此云不正色從色得名、章服儀云袈裟之目因衣色一如經中壞色衣也などあり、

由是輕皇子不得固辭升壇即祚于時大伴長德伺馬連帶金靱立於壇右犬上健部君帶金靱立壇左百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜

大伴長德、公卿補任に白雉二年七月薨、字馬養或鳥養、金村大臣之曾孫父、咋子連也とあり、○帶金靱、この大伴氏の大儀に當りて靱を負ふ事は、神代紀に大伴連遠祖天忍日命背負天磐靱立天孫之前と見えたり、○立於壇右、通證に今按是後世左右、近衛及檢非違使之職とあり、○犬上健部君、犬上は姓、健部は名あり、通證に是日本武尊之裔也武尊以靱部賜大伴連遠祖武日見景行紀とあり、これ後世踐祚大嘗會とに左右衛門、左右近衛、左右兵衛の職分れて左右を警衛することの始なり

是日奉號於豐財天皇曰皇祖母尊以中大兄爲皇太子以阿倍內麻呂臣爲左大臣蘇我倉山田石川麻呂臣爲右大臣以大錦冠授中臣鎌子連爲內臣增封若干戸云々

號於、原本倒れり、今集解に據りて改む、○豐財天皇は即ち皇極天皇なり、○皇祖母尊は後世の太

上天皇と申に同意の尊號にて、御父母に准らへて如此稱奉れり、○阿倍內麻呂、また阿倍倉梯麻呂とも云ふ、公卿補任に左大臣阿倍倉橋、一名內麻呂、又稱大鳥大臣とあり、○左大臣右大臣は、倭名鈔に左右大臣、於保伊萬宇智岐美とあり、職員令に左大臣一人、掌統理衆務、舉持綱目、總判庶事、右大臣一人、掌同左大臣とあり、また職原鈔に秦漢以來、有相國左右丞相之號、已知庶政、異于古三公也、我朝天孫天降時、天兒屋太玉命、奉天照大神勅、爲左右之扶翼、如今世左右相、神武東征之後、天下一統、二神之孫天、種子命、天、富命、又爲左右、皇極天皇四年始置、左右大臣、止大連と見えて、左右大臣の稱は始めて此に見えたるなり、○大錦冠は、集解に按大化三年制、七色冠、大錦冠在第四品、曰以大伯仙、錦爲之、以織裁冠之緣是也、是時未建第品、以此冠賜爲內臣而已とあり、○內臣、職官志に鎌子之爲內臣也史云、據宰臣之勢、處官司之上、然是時蓋未位於左右大臣之上、其爲內大臣、職原鈔以爲位其上とあり、この内は續紀宣命の内兵の内の如く親愛の辭なり、○増封若干戸、封は戸口の義なり、太神宮儀式帳に禰宜內人等戸人夫、正統記に前後封を給ふこと一萬五千戸とあり、賦役令に凡封戸者皆以課戸充、調、全給、其田租爲二分、一分入官、一分給主とあり、民部式に封戸率租、每戸以四十束爲限と見えたり、なほ詳には續紀十七に太政官奏曰、封戸、人數縁有、多少、所輸雜物其數不等云々、請每二戸以正丁五六人、中男一人爲率、則鄉別課口二百八十中男五十、擬爲定數、其田租者每二戸以四十束爲限云々とあり、こゝには唯若干戸とのみあれど、公卿補任には鎌足殺入鹿賜恩賞授內臣、詔曰、社稷獲安、定賴公力、仍拜大錦冠授內臣封二千戸、軍國機要、任公所分とあり、○云々は増封の詔宣命などを省けるあるべし、

中臣、鎌子、連、懷、至忠之誠、據、宰臣之勢、處、官司之上、故、進、退、廢、置、計、從事、立、云々、以、沙門、旻、法師、高向、史、玄、理、爲、國、博士、辛亥、以、金、策、賜、阿倍、倉、梯、麻呂、大臣、與、蘇我、山田、石川、麻呂、大臣、賜、鍊、金、

懷、至忠之誠、以下至、計、從事、立、出、魏書、曹操稱、伊尹、之言也、通證に云へり、○沙門は釋氏要覽に沙門、齋師曰、出家之都名也とあり、三才圖會に佛涅槃以、沙爲、塚、其徒守、塚門、而居故稱、沙門、僧稱、沙門、自此始といへり、○國博士は職員令に博士一人掌、教、授、經、業、一、課、試、學生、義解に教、授、管、國、學生、とあり、集解には案此職非、職員令所、置、國、博士、蓋、漢、博士之職、若、唐、國子博士職、而脫、字、字、といへり、令の國博士は一國の博士にして此時の國博士は天下の博士にて範圍博し、集解に子を脱すといへるはいかゞ、○辛亥は十五日なり、○金策は金を以て作りたる書板なり、後世に所謂賞牌の如きものと見ゆ、○阿倍倉梯麻呂は上文に見えたる内麻呂のことなり、十市郡に阿倍村倉梯村あり之を名とせるなり、○鍊金は通證に釋訓、古那加彌とある正し、集解に按、鍊、誤、檢、字、書、練、給、也、又、羨、練、而、熟、之、也、說文鍊冶金也、凡物精熟者皆爲、鍊、從、金、爲、是、とあり、コナカ子とは熟金のことなり、

乙卯、天皇、皇祖母、尊、皇太子、於、大槻、樹、之、下、召、集、群、臣、盟、焉、告、天、神、地、祇、曰、天、覆、地、載、帝、道、唯一、而、未、代、澆、薄、君、臣、失、序、皇、天、假、手、於、我、誅、於、暴、逆、

今、共、瀝、心、血、而、自、今、以、後、君、無、二、政、臣、無、貳、朝、若、貳、此、盟、天、災、地、妖、鬼、誅、人、伐、咬、如、日、月、也、改、天、豐、財、重、日、足、姬、天、皇、四、年、爲、大、化、元、年、

乙卯は十九日なり、○大槻樹之下は集解に案皇極天皇二年紀曰移幸、飛鳥板蓋新宮、是即岡本宮也、天皇即位不、謂、宮、明於、此、宮、とあり、伴信友は法隆寺緣起曰、小治田天皇大化三年歲次戊申云々、小治田宮は推古皇極二帝御世の稱なり、しかして孝德天皇禪を受玉ひて大化元年六月猶小治田宮に坐し、同年十二月都を難波長柄豐崎宮に遷し玉へり、故其初世の宮號を以て又小治田天皇と稱すなりと云へり、これによれば此に大槻樹の下とあるは或は小墾田宮あるべきか、○盟焉、本に焉を曰に作り今改む、盟は通證に典籍便覽、載、書、相、約、曰、盟、と云へり、○告以下六十八字本に細字にせり、今集解に據りて改む、○瀝、心、血、集解に北史齊本紀曰、子昇乃爲、敕、曰、前、持、心、血、遠、以、示、王、とあり、○二政貳朝とは、蘇我氏の如き朝廷を侮蔑し奉りて天日嗣の御業を借せるなどをさせるならむ、○咬如日月、平田翁の云く此盟告の文を熟く讀味へて、後にも蘇我氏の如き、驕傲、れる臣の出來かんことを憚り、所思看せる事を知り、また封縣の有狀を罷めて、郡縣の制度を用ひ給へる由をも悟るべしといへり、○大化元年、通證に云く釋曰、蘇我入鹿伏、誅、暴、虐、頓、止、天、下、安、靜、教、化、大、行、故、建、元、曰、大、化、日、本、紀、略、弘、仁、詔、云、朱、鳥、以、前、未、有、年、號、之、目、難、波、御、宇、始、顯、大、化、之、稱、本、朝、改、元、考、曰、按、本、朝、文、武、天、皇、創、建、大、寶、之、號、稱、此、雖、有、年、號、之、始、とあり、而して諸書多、之、朱、鳥、而、紀、一、時、之、瑞、未、爲、定、式、故、源、親、房、正、統、記、以、大、寶、爲、年、號、之、始、とあり、而して諸書多、く大化を以て年號の始となすは、この大化に至りて漢土の風に倣ひ始めて天下に告示し建元のよ

しを知らしめたまへるによれるなるべし、

大化元年秋七月、丁卯朔戊辰、立息長足日廣額、天皇女間人皇女、爲皇后、立二妃、元妃阿倍倉梯麻呂大臣女、曰小足媛、生有間皇子、次妃蘇我山田石川麻呂大臣女、曰乳娘、丙子高麗百濟新羅並遣使、進調百濟、調使兼領任那、使任那、調唯百濟、大使佐平緣福、遇病留津館、而不入於京、

戊辰は二日あり、○息長足廣額、天皇は舒明天皇を申す、○小足媛、帝王編年記に男足に作れり、○丙子は十日なり、○有間皇子は齊明天皇四年謀叛して誅せらる、○高麗百濟新羅、集解に按東國通鑑此年唐太宗貞觀十九年、新羅善德女王十四年、高句麗寶藏王四年、百濟義慈王五年とあり、○百濟調使、原本使を進に作れり、今集解に據りて改む、○津館は難波津に在る客館なり、續紀三に難波新羅客子難波館とあるも是なり、

巨勢德太臣詔高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、天皇所遣之使、與高麗神子奉遣之使、既往短而將來長、是故可以溫和之心相繼往來而已、

明神、續紀一に現御神止八嶋國所、知とあり、萬葉集に明津神吾皇とありて、天皇は明らかに神に坐せるよしなり、○天皇詔旨は、公式令詔書式に明神御宇日本天皇詔旨、義解謂以大事宣於

蕃國使之辭也とありて、公式令の書式は此に基づきしなり、詔旨は續紀に大命良麻とあり、良麻は辭なり、○高麗神子は獨り高麗の先祖をのみ神子と云へるにはあらずして、こは皇國の神國なることば云ふまでもなけれど、かの蕃國といへども、皆吾神國の裔の彼國に天降りまして、神人を生みたまひしといふ古傳に基きて詔ひしあり、○相繼而往來而已は、集解に按使至之日短、不至之日長、故曰可以相繼而至朝廷也と云へり、

又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世、以百濟國爲內官家、譬如三絞之綱、中間以任那國屬、賜百濟後遣三輪、栗隈、君東人、觀察任那國、塙是故百濟王隨勅、悉示其塙、而調有闕、由是却還其調、任那所出物者、天皇之所明覽、夫自今以後、可具題國、與所出調、汝佐平等、不易面來、早須明報、今重遣三輪、君東人、馬飼、造名、又勅可送遣鬼部、達率、意斯、妻子等、

遠皇祖は神功皇后より次々の天皇を申と標注に云へり、○三絞之綱は、萬葉集四に吾以在三相二絞流絲用而附手益物とあり、出雲風土記に三身之綱打掛而などあり、また正字通に糾三合繩又絞也とありて、是は麻にても何にても三筋様合せて索たるを云ふ、さてこれは譬喩にて集解に按、言官

府及百濟任那合如三糾之繩とあるが如く三様の綱の相離るべからざる意なり、○三輪栗隈君東人は、集解に按三輪氏在三栗隈者と云へり、倭名抄に山城國久世郡栗隈あり是に因れるか、○不易面は續紀に變顔とあり、萬葉集に面變と見えたり、同人使として來り献すべしとなり、○馬飼造は、續紀に天平神護元年五月播磨守從四位上日下部宿禰子麻呂等言、部下賀古郡人外從七位下馬養造人上敷云、人上先祖吉備都彦之苗裔上道臣息長借鎌、於難波高津朝廷、家居播磨國賀古郡印南野、其六世之孫牟射志以能養馬仕上宮太子被任馬司、因斯庚午年造籍之日、誤編馬養造、伏願取居地之名、賜印南野臣之姓、國司覆審所申有實許之とある是なり、○鬼部達率意斯は、集解に按皇極天皇二年紀曰達率自斯、自斯質、武子之子蓋意斯亦自斯之屬、質于此者とあり、蓋し鬼部は高麗部曲の名なるべし、

戊寅天皇詔阿倍倉梯萬侶大臣蘇我石川萬侶大臣曰當遣上古聖王之跡而治天下己卯天皇詔阿倍倉梯麻呂大臣蘇我石川萬侶大臣曰可歷問大夫與百伴造等以悅使民之路庚辰蘇我石川麻呂大臣奏曰先以祭鎮神祇然後應議政事是日遣倭漢直比羅夫於尾張國忌部首子麻呂於美濃國課供神之幣

戊寅は十二日なり、○上古聖王は、上古御世々々の天皇を指せり、○己卯は十三日なり、○以悦使

民は、今新制を施さむと思はして、まづ百官に歷問し玉ふに、民を悦ばしむる路を問ひ玉ふこと、實に哲王の民を愛しみ給ふ御意なり、天皇いかでか、神道を輕んじ玉ふ王に坐すべき、と平田翁は云はれたり、○庚辰は十四日なり、○先以祭鎮神祇云々は、太政官式に凡内外諸司所申庶務辨官惣勘申太政官其史讀申、皆依史次、若申數事、各先神事とあり、其の他後のものながら禁秘抄にも凡禁中、作法先神事、後他事と見え、政を、マツリゴトと訓めるも即ち祭事の意なり、○倭漢直比羅夫、三年の下に工人大山位倭漢直荒田井比羅夫とある同人なるべし、○供神之幣、集解に蓋大嘗祭、神幣也とある是なり

八月丙申朔庚子拜東國等國司仍詔國司等曰隨天神之所奉寄方今始將修萬國凡國家所有公民大小所領人衆汝等之任皆作戶籍及校田畝其園池水陸之利與百姓俱

庚子は五日なり、○東國等國司、國司の事は已に仁德紀に見えたり、此はまづ東國ノ々司を拜したまふなり、○隨天神之所奉寄、奉寄とは天神より受け傳へて、それを國司に寄したまふを云へり、さて神代に天神の豐葦原中國を皇孫に寄したまひしは、萬民を惠み治め給へとの大御心を、今はその根本に立ちかへりて、權臣等に政事を委せず、改めて天神の御心のまに、萬國を修めたまはんとこの意なり、○國家所有公民は朝廷の所有したまふ公民なり、○大小所領人衆は臣連伴造等の所領の人衆なり、○皆作戶籍は、集解に按欽明天皇元年紀秦漢投化人安置國郡一編貫戶籍其諸



國戶籍始作於此とあり、詳細は二年紀及天智紀九年の條に見えたり、思ふにこれまでは戶籍は國司の許に在りて朝廷には上らざりしを、此に至りて國司に命じて校定して籍を造らしめしならむ、○校田畝は二年紀及田令に詳あり、○園池は蔬菜樹菓を種植する地なり、職員令に園池司あり、○與百姓俱は通證に宜與百姓共議之と云はれたるが如く、是は百姓と共に其利を分ちて國司等獨其利を占むることを得されと詔へるなるべし、

又國司等在國不得判罪不得取他貨賂令致民於貧苦上京之時不得多從百姓於已唯得使從國造郡領但以公事往來之時得騎部內之馬得喰部內之飯介以上奉法必須褒賞違法當降爵位判官以下取他貨賂二倍徵之遂以輕重科罪其長官從者九人次官從者七人主典從者五人若違限外將者主典所從之人並當科罪若有求名之人元非國造伴造縣稻置而輒詐訴言自我祖時領此官家治是郡縣汝等國司不得隨詐便牒於朝審得實狀而後可申

唯得使從國造郡領郡領は郡の大少領なり、職員令に大領一人掌撫養所部檢察郡領事と

あり得使從とは政事の便に依りて從へ來らざればならぬ事もありて百姓とは異なれば、自然率て來らざることを得ざる場合には從はしむることを得せしむとの義なり、標注にこれよりして始めて國造の權を折き國司の威を増さしむ、凡國造は功臣の後と皇別とに任給ひしも神代の國主の遺風なりしを、茲に至りて郡縣の制に本ける是世の一變せる也と云へり、○部內之馬、部內之飯とは所謂役馬役米なり、○介以上、倭名抄に國曰介、郡曰少領、皆須介とあり、職員令に大國介一人掌同守と見えたり、○判官以下、判官を倭名抄に萬豆利古止比止と訓めり、政人の義にて其官省中の事を治むる職名なり、また同書に長官國曰守、次官國曰介、判官國曰椽、佐官國曰目とあり、集解に按官建四等始于此と云へり、○次官從者七人、この下に判官從者六人等を脱せしからむ、○求名之人は門地を詐り榮名を求むる人を云ふ、

又於閑曠之所起造兵庫收聚國郡刀甲弓矢邊國近與蝦夷接境處者可盡數集其兵而猶假授本主其於倭國六縣被遣使者宜造戶籍并校田畝及民戶口年紀汝等國司可明聽退即賜帛衣各有差

假本主、通證に假謂兼攝也とあり、○倭國六縣は延喜式祈年祭祝詞に御縣留坐、皇神等前留白久、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布留御名者白氏、此六、御縣留云々と見え、又廣瀨大忌祭祝詞に倭國能六御縣乃云々とありて、この六縣は天皇の御料なるべし、故に今特に使者を差したまふなり、○註の謂檢數墾田頃畝云々十三字は集解に後漢書光武紀曰云々私記據此文所註後遂攙入と

是日設鐘匱於朝詔曰若憂訴之人有伴造者其伴造先勘當而奏有尊長者其尊長先勘當而奏若其伴造尊長不審所訴收牒納匱以其罪罪之其收牒者味旦執牒奏於內裏朕題年月便示群卿或懈怠不理或阿黨有曲訴者可以撞鐘由是懸鐘置匱於朝天下之民咸知朕意

鐘匱の鐘は鐘に通へり、概は倭名抄に比都と注し、既もかなじ、扱衰吏のために訴を曲らるゝ時は鐘を撞け、若し其尊長の者其宛を審にせざるるときは記載して匱に納りよとなりと標注に云へり、さて鐘を懸くることは淮南子に禹之時爲鐘曰救寡人以道者擊鐘論寡人以義者擊鐘とあり、匱を朝堂に置くことは通證に韓文曰當今天子急賢良匱函朝出開明光註武后垂拱二年命鑄銅爲匱置之朝堂以受天下表疏明光殿名と見えたり、これらに基づけり、○勘當而奏は集解に按言若伴有憂訴之事造先勘之可奏則奏とある意なり、○題年月は公式令詔書式に年月御書日とあるその起りなり、○阿黨カタチハヒのカタは偏あり、チハヒは幸の義にて其人に偏幸あらしむるを云ふ、

又男女之法者良男良女共所生子配其父若良男娶婢所生子配其母

若良女嫁奴所生子配其父若兩家奴婢所生子配其母若寺家仕丁之子者如良人法若別入奴婢者如奴婢法今克見入爲制之始

男女之法、この男女の法を立てたまふ旨意は、豫め其奸淫を防ぎ絶たしむるにあり、持統五年紀にも見えたり、○良男良女は史學指南に名編戸籍素本齊民謂之良、店戸倡優官私奴婢謂之賤とあり、○若寺家仕丁は、集解に按寺家、寺戸寺戸之人爲諸寺、仕丁者と見え、通證に魏書所謂寺戸也元正紀諸國寺家多不如法、三代實錄太宰府解僊觀音寺申牒寺家人清貞宗任等三人從五位下笠朝臣麻呂五代之孫也、麻呂天平年中爲造寺使、通寺家、女赤須、生清貞等、即隨母爲家人、聖武紀寺家神家地者不須改易、便給本地、國史桓武天皇制、定額諸寺檀越寺家、田地任情賣買事多奸濫、宜加禁斷とあり、○良人は集解に按良人、良民也とあり、○若別入奴婢者、通證に善相公意見曰多買良人以爲寺奴、桓武紀曰太政官奏言謹案令條良賤通婚明立禁制、臣等所望自今以後婢之通良良之嫁奴所生子並聽從良、其寺社之賤如有此類亦准上例放爲良人、奏可之とあり、若別とは寺家の仕丁にして奴婢と爲るものあり、それは良人法と異ありといへるなり、○見人爲制之始とは、通證に言使人人知爲制之始也と云へり、

癸卯遣使於大寺喚聚僧尼而詔曰於磯城島宮御宇天皇十三年中百濟明王奉傳佛法於我大倭是時群臣俱不欲傳而蘇我稻日宿禰獨信

其法、天皇乃詔、稻目宿禰、使其奉其法、於譯語田宮御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰、追遵考父之風、猶重能仁之教、而餘臣不信、此典幾亡。

癸卯は八日なり、○大寺は百濟、大寺にて大和國廣瀨郡に在り、○於磯城嶋宮御宇天皇は欽明天皇と申す、○明王は聖明王を云ふ、○譯語田宮御宇天皇は敏達天皇の大宮なり、○能仁之教、能仁は釋迦の漢名なり、通證に本起經、翻釋迦爲能仁とあり、

天皇詔馬子宿禰、而使奉其法、於小墾田御宇天皇之世、馬子宿禰奉爲天皇、造丈六繡像、丈六銅像、顯揚佛教、恭敬僧尼、朕更復思崇正教、光啓大猷、故以沙門狛、大法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠妙、惠隱、而爲十師、別以惠妙法師爲百濟寺々主、此十師等、宜能教導衆僧、修行釋教、要使如法。

小墾田御宇天皇は推古天皇を申す、○繡像銅像は通證に銅、即金銅、倭名抄繡訓、沼無毛乃、○中元興寺丈六佛像、光銘曰、推古天皇歲次乙丑、以銅二萬三千斤、金七百五十九兩、敬造釋迦丈六、像銅繡二軀、并挾持等とあり、○大猷は通證に出、周官猷、道也とあり、○狛、大法師福亮、狛は高麗なり、○大法師は二代寶錄八に制、定僧綱位階、詔曰、國典所載僧位之制、本有三階、滿位、法位、大法師位

是也とあり、福亮は元亨釋書力遊部云、福亮吳國人、受三論于嘉祥、齊明四年内臣鎌子於陶原家精舍、請亮講維摩詰經とある是なり、○惠雲は舒明天皇十一年紀に出たり、○常安は舒明天皇十二年紀に清安に作れり、是か、○靈雲、同天皇四年紀に出づ、○惠至は、集解に按、白雉三年紀有惠資疑、同人とあり、○寺主僧旻、寺主の二字原小字に作れり、今釋紀に據て大書せり、これ僧旻に係る文なり、集解に北魏書釋老志曰、所檢僧尼、寺主維那、又曰永平二年沙門統惠深、上言立制諸州鎮郡維那、上坐寺主各令戒律、自修爰出、即位年紀とあり、○道登は白雉元年紀に出づ、扶桑略記に孝德二年丙午始造宇治橋、銘曰世有釋子一名曰道登、出自山尻惠滿之家、大化二年丙午之年、搆立此橋、濟度人畜、伴道登者、本是高麗學生、元興寺沙門也とあり、○惠隣、傳詳ならず、○惠妙原脱せり、今釋紀に據りて補ふ、天武天皇九年紀卒すること見えたり、○惠隱は集解に原脱福亮以下爲九人、惠隱出舒明天皇十二年紀、白雉三年講無量壽經、其大德在三十師中、明矣故補とあり、○十師、通證に寶龜二年置十禪師、見續紀、元亨釋書曰、大化寶龜之十師者、北齊、昭元十統之所自乎とあり、なほ十師の事、塵添埃抄十五に、十禪師、光仁天皇寶龜二年三月、始被置所也、其後ヨリ十人ノ中ニ闕アレバ海内ノ名德ヲ選テ補之云々と見えたり、

凡自天皇至于伴造、所造之寺、不能營者、朕皆助作、令拜寺司等、與寺主巡行、諸寺、驗僧尼奴婢田畝之實、而盡顯奏、卽以來目、臣額田部、運甥爲法頭、

天皇は先代の天皇を指せり、○不能營は修葺することの能はぬ寺をいへり、○寺主は推古紀に見ゆ、通證に蓋寺主僧所稱、寺司俗所稱と云へり、○田畝之實は寺家の占むる田畝の地なり、○來目臣、集解に天武天皇十三年紀曰、來目臣賜姓曰朝臣、姓氏錄右京皇別、久米朝臣、武内宿禰五世孫稻目宿禰之後也、日本紀合、又大和、久米臣、柿本臣同祖、天足彥國押人命五世孫、大難波命之後也とあり、○額田部連は推古紀十六年の條に出づ、○法頭は同紀三十一年の條に出たり、

九月丙寅朔遣使者於諸國治兵或本云、從六月至九月遣使者於四方國集種々兵器戊辰古人皇子與

蘇我田口臣川堀物部朴井連推子吉備笠臣垂倭漢文直麻呂朴市秦

造田來津謀反或本云、古人大子、或本云、古人大兄、此皇子入吉野山、故或云吉野太子、垂此云之娜展

治兵、兵は兵器を云ふ、軍防令に云く凡國司每年孟冬簡閱戎具とあり、○戊辰は三日なり、○蘇我田口臣川堀は姓氏錄左京皇別、田口朝臣、石川朝臣同祖、武内宿禰大臣之後也、編蝠臣、豐御食炊屋姫天皇御世、家於大和國高市郡田口村、仍號田口臣、日本紀漏とあり、氏人は白河帝時太宰貢綿使田口為友、鳥羽帝時因幡大椽田口朝臣重國、朝野群載に見えたり、○物部朴井連推子、本に連字脱す集解に據りて補ふ、集解に齊明天皇四年紀曰物部朴井連鮪、推子鮪訓通、舊事紀天

孫本紀曰、物部荒猪連公、梗井臣等祖とあり、○吉備笠臣垂、原臣字を脱せり、集解に據りて補ふ、集解に云く笠臣出應神天皇二十二年紀、續紀曰天平寶字元年太政官奏曰、旌功錫命理典攸重、褒善行封明王所務、大錦下笠臣志太留告吉野大兄反、功田二十町所告微言、尋非露驗、雖云大事理合輕重、依令中功合傳二世とあり、○倭漢文直麻呂は皇極紀元年の條に出づ、○朴市秦造田來津は天智紀に出たり、

丁丑吉備笠臣垂自首於中大兄曰吉野古人皇子與蘇我田口臣川堀

等謀反臣預其徒或本云、吉備笠臣垂、言於阿倍大臣與蘇我大中大兄、即使菟田朴

室古高麗宮知將兵若干討古人大兄皇子等或本云、十一月甲午三十日、中大兄使阿倍渠會倍臣、佐伯部子麻呂二人將

兵三千人、攻古人大兄、斬古人、大兄與子、其妃妾自經死、或本云、十一月、吉野大兄王謀反、事覺伏誅也、

丁丑は十二日あり、○自首は集解に云く小補韻會曰、有答自陳曰首とあり、○菟田朴室古は姓氏錄左京神別に、梗室連、火明、命十七世孫、吳、足尾之後也、山猪子連等、仕奉上宮豐聰耳皇太子御杖代、爾時太子巡行山代國、子時古麻呂家在山城國久世郡水主村、其門有大椽樹、太子曰、是樹如寢、大雨不漏、仍賜梗室連とあり、○高麗宮知は集解に、按姓氏錄河内國諸蕃有、大狗

連、山城國諸蕃有<sub>二</sub>狛造<sub>一</sub>不知孰是、狛即高麗とあり、○阿倍渠會倍は姓氏錄左京皇別に許會倍朝臣、阿倍朝臣同祖、大彥命之後也とあり、さてこの渠會倍は地名にして、攝津志島上郡村里、古會部舊社戸に作り、○兵三十人通證に十一本作千とあり、

甲申遣使者於諸國錄民元數仍詔曰自古以降每天皇時置標代民垂名於後其臣連等伴造國造各置己民恣情驅使又割國縣山海林野池田以爲己財爭戰不已或者兼并數萬頃田或者全無容針少地及進調賦時其臣連伴造等先自収歛然後分進脩治宮殿築造園陵各率己民隨事而作易曰損上益下節以制度不傷財不害民方今百姓猶乏而有勢者分割水陸以爲私地賣與百姓年索其價從今以後不得賣地勿妄作主兼并劣弱百姓大悅

甲申は十九日なり、○錄民元數は通證に總錄天下戸口之大數也とある是なり、○置標代民は通證に言置標題代號之民也とあり、○垂名於後は通證に穴穗部白髮部之類古事仁德記所謂皇后太子諸王之御名代亦此意とあり、○園陵は字書に帝王陵寢曰園とあり、○水陸は水田陸田なり、○百姓大悅とはこれ公民となりて一途に役せらるるを悦べるなり、

冬十二月乙未朔癸卯天皇遷都難波長柄豐碕老人等相謂之曰自春至夏鼠向難波遷都之兆也戊午越國言海畔枯查向東移去沙上有跡如耕田狀是年也大歲乙巳

癸卯は九日なり、○長柄は攝津風土記に長樂豐前に作り、この宮址を攝津志には西成郡今有南長柄、北長柄一處村とせり、○豐碕は帝王編年記に豐碕宮注、攝津國西成郡、攝津志に豐碕宮在本莊村今有小祠とあり、浪速上古國説に按に當時未だ大宮を營らず三年に至りて小郡を壊ちて宮を營る、これ豐碕宮地なりと云へり、標注には同郡山口村惣社の地、蓋し豐碕宮の舊趾ならむ、地理おのづから然見えたり、是より後歷朝幸于難波宮とあるは此宮なりと云へり、○戊午は廿四日なり、○枯查は倭名抄唐韻云榘字亦作查榘水中浮木也、和名宇岐岐とあり、○大歲乙巳、考年代記當唐太宗貞觀十九年と通證に見えたり、

二年春正月甲子朔賀正禮畢即宣改新之詔曰其一曰罷昔在天皇等所立子代之民處處屯食及別臣連伴造國造村首所有部曲之民處處田莊仍賜食封大夫以上各有差降以布帛賜官人百姓有差又曰大夫所使治民也能盡其治則民賴之故重其祿所以爲民也

賀正禮は書紀には始めてこゝに見わたるなれど、舊事紀には神武天皇元年條に皇子大夫率群官臣連伴造國造等元正朝賀禮拜、凡厥即位賀正建都踐祚等事並發此時矣と見えたり、所謂賀正禮は朝拜のことにて、公事根源朝賀の條に辰の時に天皇大極殿に行幸ありて行はせたまふあり、群臣皆禮服を着してさながら御即位の儀式におなじ、内辨などもあり、開門などありて、めしの鼓を打たしむれば群臣列して門に入る、天子高御座につかせ給へば兵庫寮鉦をうつ、執翳いで、帳を八字にかゝり、近仗警蹕をせうし、圖書主殿香をたく、典儀再拜をとあふ、群臣この時再拜す、奏賀奏瑞とて二人のもの庭にすゝみて祝ひ申すことなり云々と見えたり、○改新之詔、通證に謂與民更始也とあり、平田翁は按に改新詔命合て四條此律令典の始めなり、さきに聖德太子の所作憲法は律令の類に非ず後世に所謂教訓書なり、今世に傳ふる所の令文、此詔命と全く同きものあるを以然云ありと云はれたり、○子代之民、集解に按古昔天皇皇后皇子等、以無子置民部傳名於後、是子代之民也、往々見子前紀とあり、古事記垂仁天皇の條に、伊登志和氣王者因無子而爲子代、定伊都部とある是なり、○別は職名なり、景行天皇紀四年の條に七十餘子皆封國郡各如其國、故當今時謂諸國之別者即其別王之苗裔とある是なり、○村首、通證に下文首長とある是なり、○田莊は通證に後世所謂庄園也、唐韻庄莊俗字字典莊田舍也とあり、○仍賜食封は、通證に通典曰唐封公侯無國土其加實封者則食其所封之戶分食諸郡以租庸調給、今按以前猶漢家建國之制也、以後則依李唐之制也と見え、是即漢土郡縣の制を採りしなり、食封は祿令に據るに、凡食封者一品八百戶、二品六百戶、三品四百戶、四品三百戶、内親王減半、大政大臣三千戶、左右大臣二千戶、大納言八百戶、○中正一位三百戶、從一位二百

六十戶、正二位二百戶、從二位一百七十戶、正三位二百卅戶、從三位一百戶、其五位以上不在食封之例とあり、○大夫は公式令に於太政官三位以上稱大夫云々、司及中國以下五位稱大夫と見えて、この大夫以上は五位以上を云へるなり、○重其錄とは、前に賜食封大夫以上とあるを指せるなり、

其二曰、初修京師置畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬及造鈴契定山河、

國司、東國の國司を置くことは前に見えて、こゝに至りて諸國の國司を置くあり、○關塞の二字にてセキと訓む、倭名抄には關、世岐塞、會古とあり、周禮司關註、界上之門也、正韻、塞、邊界也と見ゆ、軍防令に凡置關應守固者、並置配兵士分番上下とあり、天武紀には鈴鹿關、龍田山、大枝山の關など見えたり、令義解に關者檢判之處剋者懸柵之處是也と見えたり、○斥候は通證に訓字加美者天武紀候字推古紀間牒者皆同義とありて窺見の義なり、職員令に征討斥候、義解謂斥逐也、言候逐於非常也とあり、○防人は、軍防令に凡兵士向京師者名衛士、守邊者名防人とあり、三代實錄に防校人とあり、壻守の義なり、邊要の地に居て鎮戍の用をさすなり、○驛馬傳馬、驛馬は萬葉集に波由麻とありて速馬の切なり、傳馬の傳は道路を經傳義なり、廐收令に凡諸道置驛馬、大路二十疋、中路十疋、小路五疋云々、其傳馬每郡各五、皆用官馬、又凡官人乘傳馬出使者、所至之處皆用官物、准位供給、其驛使者每驛給とあり、○造鈴契、公式令に凡車駕巡幸京師留守官給鈴

契とあり、鈴は傳令の具にて驛鈴をも云ひ、又た、の鈴をも云ふなり、上代の旅行には驛鈴ならずとも鈴を給ひしこと古書に見ゆ、契は合也とありて俗に云ふ割符なり、通證に續日本後紀曰、寶天子、神璽寶劍符節鈴等奉於皇太子、直曹、禁祕御鈔曰、大刀契、匡房、記、顯實云、鋒劔三尺或二尺、十云々、鈴印、同記、俊實通俊云、件、鈴太、有輿物也、或六角、或八角、挑華藥葉、曰、大刀四柄者累代之璽也、國家殊被重之、契者親王大臣及諸衛契符也、天德同以修補之、魚符七十四枚分入三壺、被加納大刀、韓楨中、年中行事秘抄、引、天德記、曰、奉、遷、縫殿寮、賢所三所契七十四枚皆魚形也、自、背、中、別、各有、銘、併、令、不、損、長、各、二、寸、餘、許、八、枚、金、四、十、枚、銀、五、十、枚、銀、塗、物、と、あり、○定、山、河、通、證、に、成、務、紀、隔、山、河、而、分、國、縣、今、復、以、置、關、塞、斥、候、等、而、定、之、也、と、ある、が、如、し、

凡京每坊置長一人、四坊置令一人、掌按檢戶口、督察姦非、其坊令取坊内明廉、強直、堪時、務者、宛里、坊長、並取里坊百姓、清正、強幹者、宛、若、當里、當坊、無人、聽於比里比坊、簡用、

凡京云々以下は、修、京師、の、目、を、あ、げ、た、り、○每坊、通證に倭名鈔、坊、未、知、唐、武、德、制、鄉、保、隣、里、在、城、邑、曰、坊、田、野、曰、村、と、あり、○長一人は坊長なり、○令、通證に私記、宇奈加志下文、催、駢、訓、同、と、あり、て、上、より、課、する、な、り、

凡畿内、東自名墾、横河以來、南自紀伊、兄山以來、云、此、制、西自赤石、櫛淵以

來、北自近江、狹狹波、合坂山以來、爲畿内國、

名墾、横河、名墾は天武紀に隱、郡とあり、倭名抄に伊賀國名張郡とあり、大和志に添、上郡名張川自、山邊郡一流、經、月瀬、桃香野、入、山州、又、山邊郡名張川、自、伊賀一流、經、鷲山、越、國界、至、瀬瀬、全入、本郡、と見たり、横河は伊賀國風土記に伊賀郡中部也、北限、横河、と見え、今長田川と聞ゆるぞ其なるべしと、信友は長等の山風に云へり、○紀伊、兄山、萬葉集に勢能山爾直向妹之山、事、聽、屋、毛、打、橋、渡、また、木、路、爾、有、云、名、二、負、勢、能、山、とあり、通證に妹山在、南、兄山在、北、而、紀、川、在、其、間、屬、那、賀、郡、とあり、この妹山、兄山の所在は諸説ありて一定せず、○赤石、櫛淵、赤石は倭名抄に播磨國明石郡とある是なり、櫛淵は詳ならず、○近江、狹々波、合坂山、近江國滋賀郡に屬す、山城志に宇治郡音羽山在、音羽村、東、逢坂山、接、於、其、北、是、舊、國、界、也、孝、德、紀、所、謂、北、限、狹、々、波、合坂山、即、此、今、隸、于、江、州、とあり、○爲、畿内國、は、後、の、畿内國、を、云、ふ、に、あ、ら、ず、し、て、唯、上、の、區、域、内、を、然、定、め、た、る、の、み、あ、り、

凡郡以四十里爲大郡、三十里以下、四里以上、爲中郡、三里爲小郡、其郡司並取國造、性識清廉、堪時、務者、爲大領、小領、強幹、聰敏、工書、筆、者、爲主政主帳、

凡郡以下は郡司のことをいへり、○四十里、通證に當、二、千、戸、里、狹、所、也、是、里、坊、之、里、非、步、里、之

里とあり、集解に下文曰凡五十戸爲一里、每里置長一人とある是なり、○爲大郡、これ郡を設けたる始なり、さて郡をコホリとよめるは朝鮮の方言にて其證は訓蒙圖會等に見えたりと標註にいへり、この郡は戸數に準據して云へり、集解に韻會曰説文云周制天子地方千里分爲百縣、縣有四郡、是縣大而郡小也、秦并天下置三十六郡以統其縣、漢遂因之自隋唐以來廢置不一、宋元設府于州、明制屬州於府、而郡之名遂廢、按舊制道統國國設郡、郡置莊鄉村里、此其槩也と見えたり、○三十里は千五百戸に當れり、○四里は二百戸に當れり、○三里は百五十戸に當れり、○爲小郡、大實以後、大上中下小の五等に分てり、即ち戸令に凡郡以二十里以下十六里以上爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲下郡、二里以上爲小郡とあり、また民部式には凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者分隸比郡、地勢不宜分者隨狀立別郡とあり、○郡司は通證に國史延曆十七年詔曰昔難波朝廷始置諸郡、仍擇有勞補於郡領、子孫相襲永任其官、政事要略曰郡領者今之縣令也、親民行化實在斯人とあり、○大領小領、倭名抄に長官曰大領、加美、次官曰少領、須介とあり、職員令に大領一人掌撫養所部、檢察郡事、少領一人掌同大領と見え、延曆儀式帳に難波朝廷天下立評給時、以十鄉分且、度會乃山田原立屯倉、豆新家、連阿久多、督領、磯、連牟良、助督仕奉云々とあり、○書字、通證に廣韻、字音算令、作書計今云、筆字とあり、○主政主帳、倭名抄に判官、郡曰主政、萬豆利古止比止、佐官、郡曰主帳、佐官とあり、その員數職掌は職員令に大郡主政三人、掌糺判郡内審署文案、勾稽稽失、察非違とあり、上郡二人中郡以下一人なり、大郡主帳三人掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、設申公文とあり、上郡二人中郡以下一人あり、

凡給驛馬傳馬皆依鈴傳符尅數

凡給云々は、これ驛傳の目を擧げたるなり、○皆依鈴傳符尅數は、天武紀に令乞驛鈴、また文武紀に飛驒鈴八口傳符十枚とあり、公式令には凡給驛傳馬、皆依鈴傳符尅數、親王及一位驛鈴十尅、傳符三十尅、三位以上驛鈴八尅、傳符二十尅、四位驛鈴六尅、傳符十二尅、五位驛鈴五尅、傳符十尅、八位以上驛鈴三尅、傳符四尅、初位以下驛鈴二尅、傳符三尅皆數、外別給驛子一人云々と見えたり、傳符は俗に云ふ先觸といふもの、如し、

凡諸國及關給鈴契並長官執無次官執其三日初造戶籍計帳班田收授之法

給鈴契、三代實錄に實勅符木契、發固諸關と見え、公式令に凡諸國給鈴者太宰府二十口、三關及陸奥、關各四口、大上國三口、中下國二口、其三關、國各給關契一枚とあり、○並長官執は義解謂、有鈴與契、是以稱並とあり、○初造戶籍は戸令に凡戶籍、六年一造、起十一月上旬、依式勘造、里別爲卷、總寫三通、其經皆注其國其郡其里其年、籍、五月卅日內訖、二通申送太政官一通留國、其雜戶、籍即更寫各送本司とあり、○計帳は、戸令に凡造計帳者、每年六月晦日以前、京國官司、責所部手實、具注家口年紀、八月卅日以前、申送太政官、義解謂、手實戸頭所造計帳とあり、カズノフムダと訓めるは數、籍の義なり、○班田は、田令に凡給口分田者、男二段、女減三分之一、五年以下不給、また凡田、六年一班、若以身死應退田者、每至班



年、即從收授、義解謂此、據未給口分人也、其先已給訖者不可更收授也、若田有崩埋侵食亦依改班例也、また應班田者、每班年正月三十日內申太政官、起十月一日、京國官司、預校勘造簿、至十一月一日、總集應受之人對共給授、二月三十日、內使訖とあり、○收授は死亡の人の田を收め班すべき人に授くるを云ふあり、

凡五十戸爲里、每里置長一人掌按檢戸口課殖農桑禁察非違催驅賦役、若山谷阻險地遠人稀之處、隨便量置、

凡五十戸爲里は、通證に今按是漢制也、晁錯傳五家爲伍、伍有長、十長一里、里有假士。唐令曰諸戸以百戸爲里、五里爲郷、此郷不言郷。元明紀曰諸國郡郷延喜式作郡里、蓋古者不別置郷故郷里相通稱之、其訓亦同戸令所謂失郷狹郷、倭名鈔及出雲風土記所謂稱郷名是也、義解曰若滿六十戸者割十戸立一里置長一人、其不滿十家者、隸入大村不須別置也、倭名抄風土記等所謂餘戸即此と見えたり、○催驅賦役は、通證に萬葉集云楚取五十戸良我許惠波、此言里長催驅賦役也。凡五十戸以下至此與戸令全同と見え、賦役令の義解に謂賦者歛也調府及義倉諸國貢獻等爲賦也、役者使也歲役雜衛等爲役也とありて賦役の義明なり、○隨便量置は、戸令の義解に謂若滿十戸者、依上法立別里、若不滿者令伍保相保寄附於大村とあり、

凡田長三十步、廣十二步爲段、十段爲町、段租稻二束、二把町租稻二十

二束、

田長三十步爲段は、雜令に度地五尺爲步、また拾芥抄に凡田以方六尺爲一步、卅六步爲一段頭、三百六十步爲一段積云々とあり、さてこゝに云ふ歩は高麗尺の方五尺を以ていへるなり、また租稅沿革編に云はく田令集解、政事要略等の書に據るに上古田制高麗尺方六尺を一步となし、五尺を一代となし、五代二十五歩の地は大寶和銅三十六歩の地と同じ、五十代二百五十歩の地は一段三百六十歩の地と同じ、五百代二千五百歩の地は一町三千六百歩の地と同じ、大化に至りて改て從前の高麗尺六尺を一步の制と爲し、同尺方五尺を一步となす、田長三十歩、廣十二歩、即三百六十歩を以て一段とあす、十段三千六百歩を以て一町となす、一段は從前五十代地と同じく、一町は從前五百代の地に同じ、唯一歩の積を異にするのみ、と見えたり、段は即ち三百六十歩なり、○町は方六十歩にて即三千六百歩なり、拾芥抄に一町積三千六百歩とあり、通證に未知、問道也區訓爲町村亦同、字彙町、田區、畔埒と云へり、○租稻二束二把、集解に説文曰租、田賦也、また束、縛也とあり、拾芥抄に六銖爲分、四分爲一兩、十二兩爲一屯、十六兩爲一斤、三斤爲大一斤、大十斤爲一石、一束一斗米春五升、十撮爲一匁、十匁爲一兩、十兩爲一斗、十斗爲一石、十釐爲一粟、十粟爲一分、十分爲一把、十把爲一束、とあり、把は天武紀に麻一條云々と見え、俗に一把と云へり、○二十二束は、通證に凡田以下至此與田令全同、伊藤氏曰方一町所出春米二十五斛、而公稅收二十二束、則是一斛一斗也、殆近於二十而取十とあり、

其、四日罷舊賦役而行田之調、

舊賦役、賦役の字義上に出づ、飯田武鄉氏云はく、舊賦役の制詳に知べからずと雖、崇神天皇以後の紀に往々散見せり、其大意を按ずるに舊はみな民より土宜の物を定めて貢れるを受玉ひしにて、上より其員數等を諸國均一に定置玉へる制など、きはやかに有しにはあるべからず、故今其慣習を罷め、隋唐の法に倣ひて制を定め、同一に貢らしめ玉ひしなるべし云々、○田之調は田あるものは田租の外にその郷土に出づる物を輸さしめたるあり、

凡絹純絲綿布並隨郷土所出田一町絹一丈四町成匹長四丈廣二尺半純二丈二町成匹長廣同絹布四丈長廣同絹純一町成端別收戶別調一戸賞布一丈二尺、

絹純絲綿云々は、賦役令に凡調絹純絲綿布並隨郷土所出、義解謂細爲絹也、爲純也とあり、また純は倭名抄に絹似布也、阿之岐沼と注せり、○四町成正は、通證に小爾雅倍兩謂之正、杜預曰二丈爲端、二端爲兩所謂匹也とあり、集解には按孝德天皇二年定匹端制與令稍不同、然絹純必曰匹、布必曰端、則据唐制與杜預二端爲匹之說異矣、今制則亦與杜說同、不知何時而然邪とありて、拾芥抄和銅七年の官符には絹純六丈爲正と見えたり、この四町成正は綾錦の正にも應用せるあり、○長四丈廣二尺半、賦役令に正丁一人絹純八尺五寸、六丁成正、長五丈一尺廣二尺二寸とあり、半は五寸の義なり、○端は通證に小爾雅倍丈謂之端、通典准武德制曰、其絹純爲匹、布爲端、此紀蓋據此令式等亦同、今、俗布肩通曰端曰正此古制也、今、法曲尺三丈四

尺爲端、二端爲匹、曲尺、唐尺也。令曰布二丈六尺、二丁成端、端長五丈二尺廣二尺四寸、其望陀布、四丁成端、長五丈二尺廣二尺八寸、拾芥抄和銅七年、官符絹純六丈爲正、調布四丈二尺爲端、庸布二丈八尺爲端、商布二丈五尺爲端とあり、○原本この下に絲綿純屯諸處不見の八字あり、集解これを私記撰入として削れり、今從ふ、○別收戶別之調は、通證に文武紀曰准令京及畿内、人身輪調、宜罷入身之布輪戶別之調、乃異外邦之民以優内國之口云々、賦役令無此條、晉書食貨志制戶調之式、丁男之戶歲輸絹三匹綿三斤、女及次丁男爲戶者半輸とあり、○賞は通證に倭名抄唐式云賞布漢語鈔云佐與美乃沼能、今按狹讀也、今亦幾升云幾讀、俗云佐伊美とあり、齋宮式に細布をサヨミと訓みて布の宜しきと云ふ、

凡調副物鹽贄亦隨郷土所出、

調副物云々は調庸の外に副へて貢る物あり、賦役令に其調副物義解謂此唯爲正丁不及次丁中男也正丁一人紫三兩、紅三兩、茜二斤云々など數十種を擧げたり、贄は魚類なり、

凡官馬者中馬每一百戶輪一戸若細馬每一百戶輪一戸其買馬直者一戸布一丈二尺、

細馬は、鹿牧令に凡鹿細馬一疋、中馬二疋、驚馬三疋、義解謂細馬者上馬也とあり、

凡兵者人身輪刀甲弓矢幡鼓、

凡兵者云々、軍防令にこの條見えす、刀甲弓矢幡鼓、軍防令に凡國司每年孟冬簡閱戎具、義解謂戎具者國內百姓隨身、弓箭刀劍等之類也、また同令に鼓者皮鼓也所以靜喧也、幡者旌旗、惣名也、兵士所載曰軍幡と見えたり、

凡仕丁者改舊每三十戸一人以一人充厩也而每五十戸一人以一人充厩以充諸司、以五十戸充仕丁一人之糧一戸庸布一丈二尺庸米五斗、

厩は通證に厩與厨同訓、史正義厩音斯謂炊烹供養、雜役とあり、○每五十人一人云々は、賦役令には凡仕丁者每五十戸二人以一人充厩丁、義解謂厩猶使也、言給使於汲炊即與火頭同也とあり、令の二人は仕丁從丁を合せていへるにて此の一人は仕丁をいへるなり、○庸布一丈二尺は賦役令に凡正丁歲役十日若須収庸者布二丈六尺、一日二尺六寸中次丁二人同一正丁、中男及京畿内不在収庸之例とあり、○庸米五斗は賦役令に主計計庸多少、充衛士仕丁采女女丁等食とあり、斗をハコとよめるは筥の義なり、

凡采女者貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者從丁一人以一百戸充采女一人之糧庸布庸米皆准仕丁、

凡采女者云々は、後宮職員令には其貢采女者、郡少領以上、姉妹及女形容端正者皆申中務省奏聞とあり、采女は既に仁德紀にも見えたり、采女と書けるは後漢書皇后紀に入掖庭爲采女注

に采擇也とあるに因れり、なほ采女のごとは續紀二に令筑紫七國及越後國簡點采女兵衛貢之但陸奥國勿貢、また十四に采女者自今以後、每郡一人貢進之とあり、その他後紀、類聚國史等に見えたり、○從丁一人從女二人は、通證に從丁、采女司式凡采女各充樵丁一人守廬丁一人從女賦役令所謂女丁とある是あり、

是月天皇御子代離宮遣使者詔郡國修營兵庫蝦夷親附或本云、壤難波

屯倉、而起行宮、

子代離宮は次の文に見ゆ、○兵庫、續紀卅六に左右兵庫兵器鳴動、其聲如以大石投地也とあり、續後紀九に但馬國言養父郡兵庫鼓、無故夜鳴、又氣多郡兵庫夜自鳴とありて、諸國に兵庫を設けしこと明なり、○注狹屋部邑、姓氏錄の攝津神別佐夜部首あり、倭名抄に西成郡讚陽あり、○子代屯倉は、上代天皇、皇后たちの御子代の部曲の自ら地名となりしなるべし、○壤はこれまで屯倉の家屋を取除くをいへり、

二月甲午朔戊申、天皇幸宮東門使蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓朕聞明哲之御民者懸鐘於門而觀百姓之憂作屋於衢而聽路行之謗雖芻蕘之說親

問爲師由是朕前下詔曰古之治天下朝有進善之旌誹謗之木所以  
 通治道而來諫者也皆所以廣詢于下也管子曰黃帝立明堂之議者上  
 觀於賢也堯有衢室之間者下聽於民也舜有告善之旌而主不蔽也禹  
 立建鼓於朝而備訊望也湯有總術之廷以觀民非也武王有靈臺之囿  
 而賢者進也此古聖帝明王所以有而勿失得而勿亡也所以懸鐘設匱  
 拜收表人使憂諫人納表于匱詔收表人每日奏請朕得奏請仍又示群  
 卿便使勘當庶無留滯如群卿等或懈怠不勲或阿黨比周朕復不肯聽  
 諫憂訴之人當可撞鐘詔已如此既而有民明直心懷國士之風切諫陳  
 疏納於設匱故今顯示集在黎民其表稱緣奉國政到於京民官官留使  
 於雜役云々朕猶以之傷惻民豈復思至此然遷都未久還似于賓由是  
 不得不使而強役之每念於斯未嘗安寢朕觀此表嘉歎難休故隨所諫  
 之言罷處々之雜役昔詔曰諫者題名而不隨詔命者自非求利而將助

國不言題不諫朕廢忘又詔集在國民所訴多在令將解理諦聽所  
 宣其欲決疑入京朝集者且莫退散聚待於朝高麗百濟任那新羅並  
 遣使貢獻調賦乙卯天皇還自子代離宮

戊申は十五日なり、○御宇日本倭根子天皇、日本は音讀の國號なり、倭根子は天皇の美號なり、標注  
 にさて倭根子と申、御稱は孝靈天皇にはじまり、次に孝元天皇開化天皇を申し下りて元明天皇より  
 次々の諡號に稱し、根とは親む詞なれば己尊の御上にも申せること此詔に始れり、扱此稱號を續  
 紀四には持統天皇を申、同三十一には高野天皇を申せりとあり、○集待、字の如し、延喜式祝詞に多  
 く出でたり、○懸鐘於門、このこと詳に上文に見えたり、○作屋於衢、は下文に衢室之間とある是  
 なり、○芻蕘は草刈置なり、○古之治天下以下來諫者也に至るまでは前漢孝文帝紀の文なり、○管子  
 は、標注に隋書經籍志、唐書藝文志等に管子十九卷管仲と記せり、今在、もの二十四卷にして此行  
 に引けるは第十八卷桓公問の篇なり、○進善之旌は、通證に應劭曰旌、旒也堯設之五達之道、令民  
 進善也、如淳曰欲有進者、立於旌下、言之とあり、○誹謗之木は、通證に應劭曰橋梁邊、板所、以  
 書、政治之愆失也、古今註曰堯設誹謗之木、今之華表也、以橫木交柱頭、狀如華形、如桔槔、  
 大路交衢悉施焉。淮南子曰堯置敢諫之鼓、舜立誹謗之木とあり、○明堂、通證に管子、堂作臺  
 鄭玄曰明堂者明政教之堂とあり、○建鼓は、集解に云はく建鼓管子作諫鼓、魏志作建鼓。淮南子  
 精神訓曰夫以天下爲者學之建鼓矣、注建鼓樂之大者とあり、○訊望、集解に管子作訊、魏  
 志作訊、訊とあり、○總術之廷は、通證に術音遂萬二千五百家曰遂、管子度地篇里十爲術、管子

作「總術」と見え、また「管子作」疑とあり、○民非、通證に管子作「人辨」とあり、○靈臺之圖、集解に毛詩大雅、文王日經「始靈臺」疏、所以觀「察稷氣之妖祥」也とあり、圖は管子作「復註」白也と通證にあり、○勿亡也、通證に管子作「忘」以上管子とありて、これまでは管子の文なり、○拜「収」表人は民の表を取る人を拜任すといふ義あり、○到「於京」民とは、國役のため京に上れる民なり、○似「子資」實は他國より來れる人をいふあり、これ都を他國に遷したるによれり、○自非「求」利は、言自嫌「於利」心故不「題」名也と通證に云へり、○乙卯は廿二日あり、

三月癸亥朔甲子詔東國々司等曰集侍群卿大夫及臣連國造伴造并諸百姓等咸可聽之夫君於天地之間而宰萬民者不可獨制要須臣翼由是代々之我皇祖等共卿祖考俱治朕復思欲蒙神護力共卿等治故前以良家大夫使治東方八道既而國司之任六人奉法二人違法毀譽各聞朕便美厥奉法疾斯違令凡將治者若君若臣先當正己而後正他如不自正何能正人是以不自正者不擇君臣乃可受殃豈不慎矣汝率而正教敢不正今隨前勅而處斷之

甲子は二日あり、○集侍より處斷之までは、古代宣命文體あるを漢文に譯したるなり、○東方八道

は東方八國と云はむが如きあり、上代に國を道と云ひし例は、古事記景行天皇の段に東方十二道とあり、これ即ち十二國のことなり、○六人奉法二人違令、六人は下に見えたる鹽屋連鯛魚、神社福草、朝倉君、梶子連、三河大伴直、菴尾直等なり、二人は詳ならず、

辛巳詔東國朝集使等曰集侍群卿大夫及國造伴造并諸百姓等咸可聽之以去年八月朕親誨曰莫因官勢取公私物可喫部內之食可騎部內之馬若違所誨次官以上降其爵位主典以下決其答杖入己物者倍而徵之詔既若斯今問朝集使及諸國造等國司至任奉所誨不於是朝集使等具陳其狀穗積臣咋所犯者於百姓中每戶求索仍悔還物而不盡與其介富制臣名巨勢臣紫檀二人之過者不正其上云云

辛巳は十九日なり、○朝集使は、通證に唐制諸州奉貢物入京者謂之朝集使見貞觀政要註とあり、○答杖、通證に答訓「保會伎須和惠」杖訓「布登岐須和惠」とあり、倭名抄調度部刑罰具答唐令云管音知之毛度、大頭二分小頭一分半、杖唐令云杖音仗、都惠、皆削去節目長三尺五寸許とあり、獄令には杖皆削去節目長三尺五寸、訊囚及常行杖、大頭徑四分、小頭三分、答杖大頭三分小頭二分と見えたり、○穗積臣咋は東國の守にして咋は名なり、○富制臣は、姓氏錄左京皇別に布

勢朝臣阿部朝臣同祖とあり、持統紀に布勢朝臣御主人氏上とあること見ゆたり、○巨勢、臣紫檀は、天武紀十四年の條に巨勢朝臣辛櫛努とあり、續紀には志丹に作り、同人なり、○不正其上、上は長官を云ふなり、

凡以下官人咸有過也、其巨勢德禰臣所犯者、於百姓中、每戸求索、仍悔還物、而不盡、與復取田部之馬、其介朴井連押坂連、並闕二人者、不正其上、所失而翻、共求己利、復取國造之馬、臺直須彌、初雖諫上、而遂俱濁、凡以下官人、咸有過也、其紀麻利者、拖臣所犯者、使人於朝倉君井上君二人之所、而爲牽來其馬、視之、復使朝倉君作刀、復得朝倉君之弓布、復以國造所送兵代之物、不明還主、妄傳國造復於所任之國、被他偷刀、復於倭國、被他偷刀、是其紀、臣其介三輪君大口河邊、臣百依等、過也、其以下官人、河邊臣磯泊、丹比深目、百舌鳥長兄、葛城、福草、難波、辨龜、俱比、犬養五十君、伊岐史麻呂、丹比、大眼、凡是八人等、咸有過也、

德禰臣は、集解に按、德陀古之親族也とあり、○田部之馬は、田部の人の飼養せる馬なり、田部は安

開紀に見ゆ、○押坂連は、姓氏錄に忍坂連、火明、命之後也とあり、○臺直は、姓氏錄攝津國諸蕃に臺忌寸同祖、漢釋吉王之後也とあり、氏人は持統紀に臺忌寸八島あり、○紀、麻利者、拖臣は、紀は氏にて麻利者、拖は名なり、○朝倉君は本系詳ならず、續紀聖武天皇天平九年二月朝倉君時授、外從五位下とあり、また同紀桓武天皇延暦十六年十二月朝倉公家長以進軍糧於陸奥國、授外從五位下と見ゆ、○井上君は本系詳ならず、續紀天平十五年五月外從五位下井上忌寸麻呂あり、また神護景雲三年十月外從五位下井上忌寸蜂麻呂あり、○弓布は弓と布となり、○兵代之物は、通證に兵之類也、古事記、百取、机代之物、延喜式、倉代、物とあり、○磯泊は倭名鈔に參河國幡豆郡磯泊、讀之波豆とあり、○丹比深目、丹比は氏、深目は名なり、姓氏錄右京神別に丹比、宿禰、火明、命三世孫、天忍男命之後也とあり、○百舌鳥長兄、百舌鳥は氏あり、通證に今作毛受亦萬代、在和泉國大鳥郡、白雉五年有百舌鳥土師連、蓋同祖とあり、また氏族志にも土師氏有百舌鳥、土師連、又單稱百舌鳥氏、土師氏凡四派、其一爲毛受族、見續日本紀とあり、○葛城は、通證に天武紀作葛城連、姓氏錄作葛木忌寸、劍根、命之後也とあり、○難波、難波は姓氏錄河内國皇別に難波、難波忌寸同祖大彥、命孫、波多武彥命之後也とあり、辨龜、名義詳ならず、豊後風土記に辨龜、朕太氣とあり、朕は波の倭名鈔に辨俗云、錢加佐と見ゆ、さて辨龜は今俗錢龜のことならんかと飯田武郷氏は云へり考ふべし、○犬養五十君は、姓氏錄攝津國神別に犬養神魂命十九世孫田根連之後也とあり、後に姓を賜はりて天武紀に犬養連五十君とあり、○伊岐史は、姓氏錄左京諸藩に伊吉連、出自長安、人劉揚雅也とあり、

其阿曇連、闕名所犯者、和德史有所患時、言於國造、使送官物、復取湯部之

馬其介膳部臣百依所犯者草代之物收置於家復取國造之馬而換他馬來河邊臣磐管湯麻呂兄弟二人亦有過也大市連名所犯者違於前詔前詔曰國司等莫於任所自斷民之所訴輒違斯詔自判菟礪人之所訴及中臣德奴事中臣德亦是同罪也涯田臣名之過者在於倭國被偷官刀是不謹也小綠臣丹波臣並是拙而無犯忌部木葉中臣連正月二人亦有過也羽田臣田口臣二人名並無過也平群臣名所犯者三國人所訴有而未問以此觀之紀麻利耆拖臣巨勢德禰臣穗積咋臣汝等三人所怠拙也念斯違詔豈不勞情夫為君臣以牧民者自率而正敦敢不直若君或臣不正心者當受其罪追悔何及是以凡諸國司隨過輕重考而罰之又諸國造違詔送財於己國司遂俱求利恒懷穢惡不可不治念雖若是始處新宮將幣諸神屬乎今歲又於農月不合使民緣造新宮固不獲已深感二途大赦天下自今以後國司郡司勉之最之勿為放

逸宜遣使者諸國流人及獄中囚一皆放捨

和德史は、續紀神龜二年に和德、史龍麻呂等改賜姓大縣史とあり、姓氏錄右京諸蕃に大縣史、百濟人、和德之後也と見えたり、○有所患云々使送官物とは、和德史が病を患ひてある時に阿曇連が國造に命じて和德史の物を官に送らしめたりとなり、これ即ち和德史が所有の物を取れるあり、○取湯部之馬とは、湯部の人の飼養せる馬を取れるなり、集解に按湯部、即湯沐、邑也とあり、○膳部臣百依は、集解に蓋膳臣同氏出景行天皇五十五年紀とあり、○草代之物は、鹿牧令に凡馬戸分番上下、其調草、正丁二百圍、次丁一百圍、中男五十五圍とある是あり、○菟礪人は、倭名鈔に駿河國有度郡あり、○涯田臣は、姓氏錄右京皇別に岸田朝臣、武内宿禰五世孫、稻目、宿禰、後也、男、小祚臣孫耳高、家居岸田村、因負岸田臣號、日本紀合とあり、天武天皇紀十三年十一月の條に岸田臣賜姓曰朝臣とあり、岸田村は大和志に云く山邊郡に岸田村あり、○小綠臣は詳ならず、○丹波臣詳ならず、集解に檢續紀延曆二年有丹波、直真養、丹後、丹波郡、人為國造、又四年有丹波直廣麻呂とあるは即此の氏なり、○羽田臣は推古紀卅年に波多、臣に作る、○田口臣は同紀元年に蘇我、田口臣とあり、○三國は、通證に越前、國坂井、郡、地名とあり、延喜神名式に越前國坂井郡三國神社あり、或説にこの三國は東國にあるべしといへり、○感二途は、通證には二途、謂將幣諸神農月使、民とあり、一説には將幣諸神と造新宮との二とせり、○大赦天下は、令の制には大赦常赦の別あれど、こゝはひろく罪を赦したまふをいへり、大赦の文字始めて見えたり、

別鹽屋、鱒魚、鱒魚此云、神社、福草、朝倉君、梶子連、三河、大伴、直、蘆尾、直四人並、舉能之廬

此、六人奉順天皇、朕深讚美厥心、

鹽屋連鮒魚、本に連字脱せり、齊明天皇紀四年に鹽屋連鮒魚とあり、姓氏錄河内國皇別に鹽屋連武内宿禰男葛木曾都比古命之後也、日本紀合とあり、鹽屋、倭名鈔に下野國鹽屋郡あり、この地名に因るか、○神社は氏なり、續紀和銅三年正月に神社、忌寸河内授從五位下とあり、延喜神名式に近江國淺井郡上許會神社あり、通證に社訓古會出子此、天武紀社戶訓古會倍、萬葉集乞字亦訓古會、蓋神社則人之所爲祈願、故訓社爲古會と云へり、○梶子連は、姓氏錄大和國神別に仲九子、日、臣、命九世孫金村大連之後也とあり、後紀延曆十六年正月に賜陸奥國安積郡人、外少初位上九子部、古佐美、富田郡、人九子部、佐美、中等大伴、安積連、遠田郡人外大初位上九子部八千代、大伴山田連、集解に按據後紀文、爲日臣命之後明矣とあり、倭名鈔に陸奥國安積郡九子、宮城郡九子あり、○蘆尾直は氏系詳ならず、倭名鈔に蘆和名阿之、薄和名須々木とあり、

宜罷官司處々屯田、及吉備島皇祖母處々貸稻、以其屯田、班賜郡臣及伴、造等、又於脱籍寺、入田與山、

吉備島皇祖母、天皇の御母吉備姫王と申す、皇極紀二年九月に薨じ給へり、島は大和國高市郡の地名あり、姫王この地に御座し、なり、○貸稻は稻を出舉して其の利息を取るなり、玉箝に貸、假也借、盈也とあり、通證に天武紀、貸稅訓同、現報靈異記、息利訓、伊良之字、末波利、袖中抄、田作者乃春、時米乎人爾登良世伊良之、夏爾奈利田乎植佐須留乎田豆久止云と見えたり、○脱籍は定額に洩れたる平寺あり、るれに田や山をたまひしとなり

壬午、皇太子使使奏請曰、昔在天皇等、世混齊天下、而治及逮于今、分離失業、屬天皇我皇、可牧萬民之運、天人合應、厥政惟新、是故慶之尊之、頂戴伏奏、現爲明神御入嶋國天皇、問於臣曰、其群臣連、及伴造國造所、有昔在天皇日所置子代、入部皇子等、私有御名入部皇祖大兄、御名入部及其屯倉、猶如古代、而置以不、臣即恭承所詔、奉答而曰、天無雙日、國無二王、是故兼并天下、可使萬民、唯天皇耳、別以入部及所封民、簡充仕丁、從前處分、自餘以外、恐私驅役、故獻入部五百二十四口、屯倉一百八十一所、

壬午は廿日なり、○天皇我皇は、通證に重言如此者、尊而親之也もあり、○現爲明神御入嶋國天皇は、令義解に明神御大八洲天皇、詔旨、謂用於朝廷、大事之辭、即立皇后皇太子、及元日受朝賀之類也とあり、○子代入部は、記傳に此は記に、爲御子代、定某部、すた爲御名代、定某部と云こと多き、その御子代御名代として、定め置れたる某部某部と云ものを、入部とは云るなり、然云意は、彼御子代御名代は、其御名を、後世まで遺さむために、定め置る、其は其人を愛しみ思ひ坐ての事なる故に、入とは云なるべし、然れば伊理辨と訓べきなり、今本にイルトモノヲと訓るは、



漫訓なり、とあり、さて次ある御名入部とあるも同じ、○御名入部は、御名は皇子御名あり、所謂御名代部なり、集解に按世々天皇所置稱御名入部者、皇子等皆私<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之とあり、○皇祖大兄は彦人大兄なり、是舒明天皇の御父にましくたまふによりて皇祖と申すなり、○所封民は、前に擧たる臣連等所有及子代入部の類なり、○從前處分は毎五十戸出仕丁一人とある是なり、○獻入部五百二十四口云々は、入部を合せたる總稱あり、平田翁云く當時種々の新制を施し玉ふ事、容易ならざりしが故に、これを皇太子に問玉ひ、皇太子其詔を奉じて入部屯倉を収めて、これを天皇に獻り玉ひしなり、しかれども、其本は皇太子と、中臣鎌子連との意に出て、天皇に奏せしなり、しかるに天皇はあは、其民情の如何あらんと慮坐して、これを大臣及百官に諮問玉ひしなり、されば古道を修め玉ひしは、天皇の御意にして、漢風を用ひしは、天皇の御意にあらぬこと、文義を詳にして辨ふべしと云はれたり、

甲申詔曰朕聞西土之君戒其民曰古之葬者因高爲墓不封不樹棺槨足以朽骨衣衿足以朽穴而已故吾營此丘墟不食之地欲使易代之後不知其所無藏金銀銅鐵一以瓦器合古塗車芻靈之義棺漆際會奠三過飯含無以珠玉無施珠襦玉柙諸愚俗所爲也又曰葬者藏也欲人之不得見也廼者我民貧絕專由營墓爰陳其制尊卑使別

甲申は廿二日なり、○棺槨足以朽骨上り欲人之不得見と云ふまでは、魏志文帝紀の文によりて成文せるなり、これに就いて鈴木重胤は此の文の國風に合はざるを論せられたれど、文長ければ省く、○塗車芻靈は通證に棺弓塗車芻靈自古有之、陳註塗車以泥爲車也、東草爲人形、以爲死者之從衛、謂之芻靈、略似人形而已とあり、○奠三過は、通證に魏志一本無奠字者、非公家禮、祝盟、手洗、盥樹、酒奠、子尸、東、淮南子、曰天地三月而爲一時、故祭祀三飯以爲禮とあり、○飯含は集解に後漢書禮儀志曰飯含珠玉如禮、註禮、稽命徵曰天子飯以珠哈以玉、諸侯飯以珠哈以珠、卿大夫士飯以珠哈以貝とあり、○珠襦玉柙は、集解に漢書董賢傳曰東園秘器珠襦玉柙、師古曰漢儀注珠襦以珠爲襦、如鏡狀連綴之以黃金爲縷、要以下玉爲柙長尺廣二寸半、下至足亦綴以黃金爲縷とあり、また蓋簪錄に百年前丹州、明智氏、采邑土人、掘地得二石柙、中有人彷彿似道士之狀、遍躡綴珠爲衣如鏡甲、時呼爲壓口衫、今院宮監長崎氏其先得二顆、至今尙傳存于家、用以爲荷包榛子、深碧色大如筆管、長七八分、中有孔可貫繩、因想此物古所謂珠襦玉匣之類、此必前世貴人從葬之具と云へり、

夫王以上之墓者其內長九尺濶五尺其外城方九尋高五尋役一千人七日使訖其葬時帷帳等用白布有轎車上臣之墓者其內長濶及高皆准於上其外城方七尋高三尋役五百人五日使訖其葬時帷帳等用白布擔而行之下臣之墓者其內長濶及高皆准於上其外城方五

尋高二尋半、役二百五十人、三日使訖、其葬時、帷帳等用白布、亦准於上、大仁小仁之墓者、其內長九尺、高濶各四尺、不封使平、役一百人、一日使訖、大禮以下、小智以上之墓者、皆准大仁、役五十人、一日使訖、

王以上は、通證に國史天長九年、詔書稱夫王氏者王號乃止於五世、資蔭不過六世、典制斯在、沿來浸久とあり、中古の制によらば五世王以上を云ふなり、○内長は内深さなり、○濶五尺、下文に據るに、此下に高幾尺の句を脱せるなるべし、○五尋は、集解に按尋爲八尺五八四丈とあり、○七日使訖は、集解に唐六典戸部曰、凡内外職事葬者、一品給營墓夫一百人、以二十人爲差、至五品二十人、註、人別十日、按、役一十人限以七日營墓而成、即與六典一品營墓夫二數同、非役七千人とあり、○帷帳は、倭名抄調度部に帷釋名云帷、音維加圍也、以自障圍也、帳釋名云帳張也、施張於床上也、箋註孝德紀同訓、新撰字鏡錦字同訓、按加太不復重之義、比良謂薄如葉也、與枚訓比良同、帷所謂帳帷、几帳帷即是、後謂禪布衣爲加太比良、本書內衣訓由加太比良是也、俗或以帷字字爲禪布衣非是とあり、通證に帳訓加伊之呂、延喜式所謂壁代也と云へり、○輜車は、通證に岐謂棺也、令曰親王一品、方相輜車各一具、字書輜又作輜輿車也とあり、○上臣は、集解に按上臣謂大臣也と見ゆ、通證に上臣高、前津公也と云へり、○高三尋は二丈四尺なり、○擔而行之は、通證に今肩輿之始也、今按肩輿對腰輿之名、倭名鈔腰輿和名太古之蓋太、謂手也、決疑要錄、腰輿以手挽之別于肩輿、今京師俗葬或用肩輿、其制如神

輿對馬、俗通用之、考内匠寮式、御腰輿車皆有鳥居、則蓋古之遺制也と云へり、○下臣は、集解に按謂大德小德也、蓋大臣之下故謂下臣也、時制有左右大臣及内臣位在群臣之上、大德以下位次于其下、可以知也と云はれたるが如し、○高二尋半は二丈なり、○不封使平は、集解に按聚土曰封、可知無外域者非封也、唐詩所謂四尺孤墳是也とあり、○大禮は、推古紀に制し給へる十二階の中の第五階、小智は第十二階なり、

凡王以下、小智以上之墓者、宜用小石、其帷帳等、宜用白布、庶人亡時、收埋於地、其帷帳等、可用蠶布、一日莫停、凡王以下及至庶民、不得營殯、

宜用小石は、喪葬令に凡墓皆立碑、記具官姓名之墓とあり、集解に按小石、蓋謂堅石、即碑也、往々所出古碑記、官位姓名、藤原、永手輩、碑不過長四五尺、廣一尺許、故稱小石と云へり、○其帷帳等、宜用白布は、集解に原有其帷帳等、宜用白布八字、主以下用白布、既見上文、大仁已下用白布、可推知爲衍文、明故刪と云へり、○一日莫停、云々不得營殯、あど、甚々事減たる御制にて、皇國の古風此御世に一變せり歎べしと標注に云へり、あもあるべし、

凡自畿内及諸國等、宜定一所、而使收埋、不得汗穢散、埋處處、散埋處處は、喪葬令に凡皇都及道路側近、並不得葬埋とあり、また三代實錄貞觀三年の制に、定百姓葬送之地、其一在山城國葛野、郡五條荒木、西里、其二在六條久受原、里、其三在紀伊、郡十條、下石原、西、外里、其四在十一條、下佐比、里、其五在十二條、上佐比、里、と見えたり、

凡人死亡之時若經自殉或絞人殉及強殉亡人之馬或爲亡人藏寶於墓或爲亡人斷髮刺股而誅如此舊俗一皆悉斷或本云無藏金銀錦綾五綵又曰凡自諸臣及至子民不得用金銀縱有違詔犯所禁者必罪其族

自殉は、通證に世俗追悼亡人而刺腹謂之追腹とあり、殉死の既に垂仁天皇の時に禁じられたるは、そのこと遺れるによりてならむ、○或絞人殉は、職員令彈正臺の條に肅清風俗義解謂假令信濃國俗、夫死者即以婦爲殉若此者正之以禮と見えたりこの類ならむ、○殉亡人之馬は、その馬を以て人に代へるを云ふなり、○藏寶於墓は、鏡劔玉の類を墓に埋むるを云ふ、○斷髮は、如今俗婦爲亡夫截髮見志之類、西土亦有此事、見鞍耕録と通證に云へり、○刺股而誅は、集解に魏志倉慈傳曰西域諸胡聞慈死悉共會聚發哀或有以刃畫面以明血誠とあり、此の類を云へるならむか、

復有見言不見不見言見聞言不聞不聞言聞都無正語正見巧詐者多復有奴婢欺主貧困自託勢家求活勢家仍強留買不送本主者多

奴婢、吏學指南に古者以罪沒爲奴婢故有官私奴婢之限とあり、○欺主貧困自託勢家は、これ勢家を欺きしあり、本主を欺きしにあらず、○留買、後にも買買を禁せしことは戶令に凡家人

所生子孫、相承爲家人、皆任本主驅使、唯不得盡頭驅使及賣買とあり、

復有妻妾爲夫被放經年之後適他恒理而此前夫三四年後貪求後夫財物爲己利者甚衆復有恃勢之男浪要他女而未納際女自適人其浪要者嗔求兩家財物爲己利者甚衆復有亡夫之婦若經十年及二十年適人爲婦并未嫁之女始適人時於是妬斯夫婦使被除多

要他女の要は、通證に言語要結之訓義と云へり、○兩家とは通證に婚家、姻家とあり、

復有爲妻被嫌離者特由慙愧所惱強爲事瑕之婢居勝作柯復有屢嫌已婦恣他好向官司請決假如得明三證而俱顯陳然後可諮詎生浪訴復有被役邊畔民事了還鄉之日忽然得疾臥死路頭於是路頭之家乃謂之曰何故使人死於余路因留死者友伴強使被除由是兄雖臥死於路其弟不取者多復有百姓溺死於河逢者乃謂之曰何故於我使遇溺人因留溺者友伴強使被除由是兄雖溺死於河其弟不救者衆復有被役之

民路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飯、余路強使被除、復有百姓就他借飯、炊飯其飯觸物而覆、於是飯主乃使被除、如是等類、愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲。

事瑗之婢の事は上に云へる要あり、瑗は還と音義共通あれば、其義を探りて還遠の意なるべし、言の義は既に夫婦の要を遠離りても、なほ本夫の心を慕ひて、強に本夫の許に留りて、婢となりて去らざるあり、しか爲る故は、吾身を隠きて賤婢となりて、其罪を贖ふなるべしと飯田武郷氏は云へり、○明三證は、史學指南に顯證、謂知見爭端之人上也とあるこの義ならむか、○臥死路頭は、延喜民部式に凡諸國往還百姓、若有死去者、欲埋便處、具顯貫屬姓名、勝示其上とあり、○路頭炊飯は、古昔は遠路に赴く人は必ず行李を携帶して到る處の路頭に飯を炊きて食せしものなり、○借飯炊飯、飯は、倭名鈔に蔣飭切韻云飯古之岐、炊飯器也、箋注云孝德紀同訓、新撰字鏡飯櫛、皆同訓、許之伎、見萬葉集貧窮問答歌、谷川氏曰、古之岐、與炊音通、按太神宮儀式帳、大膳職、内匠寮、大炊寮、造酒司式、法隆寺資財帳等、用櫛字、蓋其器用木造、故變瓦從木、遂訓與豕所寢之櫛混、李時珍曰北人用瓦飯、南人用木飯、然則西土亦有木造者、伊勢神宮今猶瓦飯とあり、

復有百姓、臨向京日、恐所乘馬疲瘦不行、以布二尋麻二束、送參河尾張、

兩國之人、雇令養飼、乃入于京、於還鄉日、送餼一口、而參河尾張人等不能養飼、翻令疲死、若是細馬、卽生貪愛、工作謾詐、言被偷失、若是牝馬、孕於己家、便使被除、遂奪其馬、飛聞若是、故今立制、凡養馬於路傍國者、將被雇人、審告村首、方授訓物、其還鄉日、不須更報、如致疲損、不合得物、縱違斯詔、將科重罪、罷市司、要路津濟渡子之調賦、給與田地。

送參河尾張云々令養飼、これ參河尾張等の國の風俗をいへるなり、○餼一口は、倭名鈔農耕具に鋤唐韻云鋤鉄鋤、別名也、釋名云鋤須肢去、穢助苗也、鍤和名同上、挿地起土也、又曰、鋤兼名苑云鋤、字亦作鏝、久波、一名鏝、說文云鏝、楊氏漢語抄云、和名同上、大鋤也、狩谷氏曰、孝德紀持統紀、鋤訓須幾、延喜式亦以鋤爲須幾、崇神紀地名錄亦同訓爲允、源君訓、鋤鏝爲久波、者誤、又按鋤當訓久波とあり、○訓物、通證に元包經、註訓與酬同とあり、○市司は職員令に東西市司あり、これはこの市司に隸屬せる微賤の者なるべし、○要路津濟渡子之調賦は、集解に按先是市及要路皆有調賦、今除其調賦、給以田地、充其費用とある如く、その者ごもの職業を調賦として輸さしめたるを今は一般の人民にその事を司らしめて其費用の田地を給ひしなり、要路は關守などの如き要害の地を守る者を云ふ、津濟は、通證に倭名鈔、豆和太利、桓武紀、延曆廿年勅、諸國津濟處設舟橋爲式とあり、○給與田地は、其者ごもの調賦を除き田地を給ひて、その田租よ

り出るものを以て費用に充つるなり、  
 凡始畿内及四方國當農作月早務營田不合使喫美物與酒宜差清廉  
 使者告於畿内其四方諸國國造等宜擇善使依詔催勤

美物は嘉魚のことなり、これら禁制のことは、類聚國史禁制の條に弘仁二年五月甲寅、勅、農人喫  
 魚酒禁制惟久、而國司寬縱、無情、亂斷、今須遣使重加督察、と見えたり、

秋八月庚申朔癸酉詔曰原夫天地陰陽不使四時相亂惟此天地生  
 乎萬物萬物之内人是最靈最靈之間聖爲人主是以聖主天皇則天御  
 寓思人獲所暫不廢習而始王之名名臣連伴造國造分其品部別彼名  
 名復以其民品部交雜使居國縣遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊  
 名一家五分六割由是爭競之訟盈國充朝終不見治相亂彌盛粵以始  
 於今之御寓天皇及臣連等所有品部宜悉皆罷爲國家民其假借王名  
 爲伴造其襲據祖名爲臣連斯等深不悟情忽聞若是所宜當思祖名所

借名滅由是預宜使聽知朕所懷王者之兒相續御寓信知時帝與祖皇  
 名不可見忘於世而以王名輕掛川野呼名百姓誠可畏焉凡王者之  
 號將隨日月遠流祖子之名可共天地長往如是思故宜之始於祖子奉  
 仕卿大夫臣連伴造氏氏人等或本云名咸可聽聞

癸酉は十四日なり、○思人獲所は、通證に言思、欲人人得其所、樂其業也、舊讀非とあり、○分其  
 品部とは、各その部曲を分て其職業を異にするあり、品部は某部々々と云ふ類にて其部曲に品々  
 あればなり、白髮部、武部などの如し、○別彼名名とは、天皇皇子の御名々々の御名代を始め、  
 また臣連伴造國造の名々も、みな部々家々の氏となりての氏々の別る、を云へるなり、○其民品部  
 は、其別れて民とされる品部の末々あり、○父子易姓云々夫婦更互殊名は、集解に按名、則姓也、  
 父則爲譽津部之民而負譽津部、而子則爲武部之民負武部、兄弟夫婦互如、此異矣とあるが如  
 し、さて其々名は其家の職業なるが、かく別れたる上にては、其職業も自ら別る、道理にてこれ  
 争競のもとなり、○假借王名爲伴造は、集解に按穴穂部造、白髮部造之類とあり、○襲據祖  
 名爲臣連は、集解、按吉備津彦命之後、爲吉備臣、阿直岐之後爲阿直岐史之類也とあり、○祖  
 名所借名滅とは、祖名も所借の名も共に滅むとの義あり、○以王名輕掛川野は、集解に按  
 安寧天皇名、磯城津彦、而大和國有磯城郡、雄略天皇名、大泊瀬、而磯城郡有泊瀬川之類といへ  
 るが如し、○呼名百姓は泊瀬穴穂之類あり、○祖子は皇子皇孫なり、祖子の名とは王者の號に對

して云へるなり、○名々王民は氏々云ふが如し、○成可ニ聽聞ニは、集解に按ニ以ニ名名ニ于川野ニ而傳ニ於後世ニ是古俗也、未レ有レ諱名ニ之制ニ故始ニ有ニ此舉ニ曉諭群臣ニ、今世往往猶有ニ以ニ名號ニ寺若稱地ニ蓋古俗遺風自然存在者與レあり、

今以汝等使仕狀者改去舊職新設百官及著位階以官位叙今發遣國司并彼國造可以奉聞去年付於朝集之政者隨前處分以收數田均給於民勿生彼我凡給田者其百姓家近接於田必先於近如此奉宣

以官位叙は官位令義解に謂大臣以下書吏以上曰官一品以下初位以上曰位凡位有貴賤官有高下階貴則職高位賤則任下官位相當各有等級故曰官位也とあり、○付於朝集の朝集は通證に謂朝集使也とあり、○均給於民はこれ即ち班田の政あり、○必先於近は田令に凡給口分田務從便近不得隔越義解謂從其家居便近而給也とあり、

凡調賦者可收男身調凡仕丁者每五十戶一戶宜觀國々壇塿或書或圖持來奉示國縣之名來時將定國々可築堤地可穿溝所可墾田間均給使造當聞解此所宣

可收男身調は正月の詔に罷舊賦役而行田之調云々別收戸別之調云々とある田之調

戸別之調を改めて男の身調に替たまひしなり、即ちこれは丁男一身に限りて課するあり、賦役令に正丁一人相繩八尺五寸、六丁成疋、長五丈二尺、廣二丈二尺二寸、美濃繩六尺五寸、八丁成疋、長五丈二尺、廣同相繩とあるにて、その梗概を知るに足る、○觀國國壇塿或書或圖は通證に今按此民部省圖帳之原始也。職原鈔民部省、周禮地官大司徒之職也、邦國土地之圖、戸口人民之數、此官之所知也、又有圖帳國郡勝示、載以明白、謂之民部省圖帳、百練鈔後堀河、天皇嘉祿二年盜人切穿民部省文庫盜取文書諸國圖帳少々紛失、本朝書籍目錄亦載之、無卷數目撰者名、今唯見一二殘篇而已とあり、○國縣之名來時將定は、今まで國縣の名に天皇皇子等の御名を唱へ來りたるを、今畫圖に書付て持來らん時に前の制に隨て改め定めたまはむとなり

九月遣小德高向博士黑麻呂於新羅而使貢質遂罷任那之調黑麻呂更名玄邈  
是月天皇御蝦蟇行宮或本云離宮是歲越國之鼠晝夜相連向東移去

新羅、集解に按東國通鑑此歲當新羅善德女主十五年とあり、○蝦蟇行宮は、通證に空種談に云難波乃祇爾冠柳爾到給比豆大宮河津那留柳我枝爾居鷺乎白久佐久止毛先見津流哉、疑今所謂高津、王子記作郡戶東生郡西成郡並存名とあり、集解には攝津志曰西成郡村里西高津或作郡戶雜糅大坂呼曰高津町又東生郡東高津、王子記作郡戶按仁德天皇高津宮古蹟即是とあり、て通證と同じ、標注には蝦蟇は大坂上町に高津と唱ふる處を云とあり、諸説區々にして一定しがたしなほよく考ふべし、

三年春正月戊子朔壬寅射於朝廷是日高麗新羅並遣使貢獻調賦夏四月丁巳朔壬午詔曰惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也自始治國皇祖之時天下大同都無彼此者也既而頃者始於神名天皇名或別為臣連之氏或別為造等之色由是率土民心固執彼此深生我汝各守名名又拙弱臣連伴造國造以彼為姓神名王名遂自心之所歸妄付前前處處前々猶謂人々也爰以神名王名為入賂物之故入他奴婢穢汗清名遂即民心不整國政難治是故今者隨在天神屬可治平之運使悟斯等而治國治民是先是後今日明日女而續詔然素賴天皇聖化而習舊俗之民未詔之間必當難待始於皇子群臣及諸百姓將賜庸調

壬寅は十五日なり、○射於朝廷は、通證に云はく景行紀的訓伊久波、雜令曰凡大射者正月月中旬、親王以下初位以上皆射之、國史收入十七日射禮條、公事根源曰射禮十七日見天武紀、十五日先有兵部省手番とあり、○高麗新羅、集解に按東國通鑑高句麗寶祚主六年、新羅眞德女王主元年と云へり、○壬午は廿九日なり、○惟神我子應治故寄は、神代紀に天照大神勅皇孫曰、豐葦原千

五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也と詔へると同意にて、天皇の現御身は人に坐せとも神たる御態を備へて坐せばその御態の隨に天下を治しめせとなり、さてこの惟神とは天皇の神に御坐するまゝにと云ふ意、故寄は通證に事任也とある意なり、○與天地之初君臨之國也は、通證に神代紀曰伊弉册尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何不生天下之主者歟於是共生三日神とありこの意なるべし、○始治國皇祖之時は、神武紀に始取天下之天皇とありて神武天皇を申すなり、○造等之色、色も氏と云ふに同じ、○固執彼此とは、或は神裔なりと云て自ら高ぶる、或は皇裔なりと云て人を卑むるの類なりとなり、○自心之所歸は、我心に詣ひ歸る處の主を云ふとなり、○妄付前前處處の前々は、神祠に幾坐と云ふが如く神人ともに其の員數を云ふなり、付とは賂物として人に贈りつくなり、○前々云々の注は、集解に原註有前前猶謂人人也、七字私記、擬入とせり、○爲入賂物云々穢汗清名は、集解に按以神名王名號奴婢、奴婢人有賂賄、故謂神名王名為賂物也とあり、清名とは門流の清くして他種に混せざる貴き名なり、○將賜庸調、集解に按先以庸調爲賜、以定執舊拒新人心所危懼也と云へり、

是歲壞小郡營宮天皇處於小郡宮而定禮法其制曰凡有位者要於寅時南門之外左右羅列候日初出就庭再拜乃侍于廳若晚參者不得入侍臨到午時聽鐘而罷其擊鐘吏者垂赤巾於前其鐘臺者起於中庭工人大山位倭漢直荒田井比羅夫誤穿溝瀆控引難波而疲勞百姓爰有

上疏切諫者、天皇詔曰、妄聽比羅夫所詐、而空穿溝瀆、朕之過也、即日罷役。

小郡は、通證に天武紀作難波小郡、即西成郡とあり、攝津志に西成上古難波小郡とあり、推古紀に大郡あり、浪速上古國説に大郡、今の上町、小郡は從天滿郷、長柄本莊等を亘るの名此間も生國と稱する處、神名帳に生國魂神社あり、生國は往古今上町より、長柄本庄に亘る地にて仁德帝、時東江を堀て西海に疏し、其地を分割して二を爲し上町を大郡と號し、北を小郡と號く、其後大郡を東生郡と爲し小郡を西生郡となしたるなりと云へり、○聽鐘而罷は、公式令に凡京官皆開門、前上、閉門後下、義解謂第二開門、鼓前、退朝、鼓後也とあり、通證に舒明紀既有此議と云へり、○擊鐘吏者は、職員令陰陽寮の下に守辰丁二十人掌伺漏刻之節以時擊鐘鼓とあり、○垂赤巾於前、赤巾は集解に説文曰巾、佩巾也。玉篇曰佩巾本以拭物後人著之於頭。按赤巾蓋絳幘、人之類、蒙首衣也、非謂蔽膝爲巾之巾也とあり、倭名抄に幘、釋名云、幘、知成利四字、不覆、髻上者也、唐韻云、幘、婦人喪冠也、箋注云、孝德紀巾訓、知幾利、蓋知岐利加字布利之名依之云、今老嫗戴之者、未詳、村瀬氏曰、今以幅紗打疊自項繞兩鬢、交加蓋髻者亦謂幘子、其小裁蓋髻者謂之阿傑帽子、方言所謂紗縵郭璞謂之結籠、燕京謂之雲髻、見琅琊代醉編、古謂之幘者蓋此類也とあり、○鐘臺は、通證に所謂漏刻樓と云へり、○大山位は次の五年紀に出づ、○荒田井比羅夫は下に荒田井直比羅夫とあり是か、

冬十月、甲寅朔、甲子、天皇幸有間温湯、左右大臣群卿大夫從焉、十二月

晦、天皇還自温湯、而停武庫行宮、是日、災皇太子宮、時人大驚怪。

甲子は十一日なり、○有間温湯は攝津國有馬郡なり、○晦は辛巳の日あり、○武庫行宮は、攝津志に在武庫郡藏人村とあり、

是歲制七色一十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、以織爲之、以繡裁冠之緣、服色並用深紫、二曰繡冠、有大小二階、以繡爲之、以織裁冠之緣、服色並同織冠、三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色用淺紫、四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠、以大伯山錦爲之、以織裁冠之緣、其小錦冠、以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦裁冠之緣、服色並用眞緋、五曰青冠、以青絹爲之、有大小二階、其大青冠、以大伯仙錦裁冠之緣、其小青冠、以小伯仙錦裁冠之緣、服色並用紺、六曰黑冠、以黑絹爲之、有大小二階、其大黑冠、以車形錦裁冠之緣、其小黑冠、以菱形錦裁冠之緣、服色並用綠、七曰建武、初位又、以黑絹爲之、以紺裁冠之緣、別有證冠、以黑絹爲之、其



冠之背張漆羅以緣與鈿異其高下形似蟬小錦冠以上之鈿雜金銀爲之大小青冠之鈿以銀爲之大小黑冠之鈿以銅爲之建武之冠無鈿也此冠者大會饗客四月七月齋時所著焉

七色二十三階之冠、推古紀十一年に十二階の冠位を制したまひしこと見えたり、今この歳まで四十四年あり、○冠は、集解に按織(即錦綺)之屬、則疑與錦冠不異、蓋錦冠則大小博山、之文、文有定制不相混也、而織之文不知織爲何文、蓋用金采故無所定之文とあり、○深紫は、延喜縫殿式に深紫綾一疋、紫草三十斤、酢二升、灰二石、薪三百六十斤とあり、正字通には其紫近絳謂之北紫、以月白或藍爲初染地、加以紅花成之、惡奪朱者謂淺紫色、豔也、云々といへり、○繡冠は、倭名抄に繡以五色絲刺萬物形狀也、訓沼無毛乃とあり、○淺紫は延喜縫殿式に淺紫綾一匹、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤とあり、○大伯仙錦は錦の別名なり、集解に初學記曰、錦有大登高小登高大明光小光明大博山小博山、卓氏藻林曰博山爐烟象海中博山故名とあり、錦文にかゝる名々今は絶えてなし、○眞絳は、通證に類編絳、絳色又赤練とあり、○紺は通證に備馬樂云花田乃帶乃中波絶奴留、說文紺帛深青揚赤色とあり、○車形錦は、通證に所謂佐佐良賀多也、見允恭紀歌、正中御飾秘記曰刺車錦、御被黃地以黑絲奉織小車文形とあり、集解に正中御飾秘記の文を擧げ、次に嘗得此御被、裁餘黃綾黑文織車輪、輪大徑六分とあり、○建武は、通證に通典曰鷓冠一名建冠即惠文冠也、蓋取之而名也、鷓、性雄健武毅故曰

建武耶とあり、○鏡冠は、通證に云く盞蓋鈔曰日本乃冠波偏爾蟬乃羽爾象例利盞冠登云倍利當世爾用留冠是也登江帥記爾侍利。鏡訓都保者似盞蓋之形也、馬寮式大盞蓋一具、桃花葉葉曰盞蓋舌長半舌、又曰大滑之時盞蓋切付之時舌長鏡、荒井氏曰法隆寺有上宮太子、鏡以鐵造之附金銅、鈿具、此物見年中行事繪盞蓋也とあり、○張漆羅は、同じく通證に漆紗冠見天武紀。李時珍曰古以尺布裹頭爲巾後世以紗羅布葛縫合、方者曰巾圓者曰帽加以漆製曰冠とあり、○鈿は、推古紀に將華此云子孺と見えたり、○形似蟬は、通證に曰盞蓋鈔曰日本爾波貂尾乎著佐例勝毛蟬乎婆附留也、漢、燕刺王傳郎中侍從著貂羽黃金附蟬、師古曰貂羽以貂尾爲冠之羽也、附蟬爲金蟬以附冠前也、正字通曰中漢魏晉以來謂漆紗之冠曰蟬耳者即今紗帽、翅所謂高蟬也とあり、○大會は、即位元日等の儀なり、○饗客は、唐及三韓人來聘の時の饗宴あり、○齋時は、推古紀十四年に四月八日七月十五日設齋とある是なり、

新羅遣上臣大阿冷金春秋等、送博士小德高向黑麻呂、小山中中臣連押熊來、獻孔雀一隻、鸚鵡一隻、仍以春秋爲質、春秋美姿顏善談、咲造淳足、柵置柵戸、老人等相謂之曰、數年鼠向東行、此造柵之兆乎、

大阿冷は、集解に東國通鑑曰新羅儒理王九年設官有二十七等、五曰大阿冷皆授眞骨、眞骨王之族也とあり、○金春秋は、同じく集解に東國通鑑曰唐貞觀十六年、新羅善德女主十一年曰新羅遣伊冷金春秋、乞師於高句麗、初大耶之敗、品釋之妻金氏死、金氏即春秋之女、春秋聞之、倚柱

而立終日不降、既而言曰、嗟乎大丈夫不能滅敵國乎、乃詣王曰、臣願奉使、高句麗、請兵報怨、百濟、主許之。按善德女主十一年當皇極天皇元年、と見ゆ、○小山中、この時いまだ小山の位なく、五年の條に小山の位あれど中はなし、これ上又は下の誤なるべきか、○談笑は、新撰字鏡に嚶、誘、語也、伊豆波留、保太支天、云とあり、○淳足柵は通證に倭名鈔、越後國沼垂、郡沼垂、奴多利柵與、城同訓、國史多賀、柵、碑作多賀城、小勝柵倭名鈔、作雄勝、城、蓋古通稱之也、唐書日本傳、曰國無城郭、聯木爲柵、藩、通鑑唐紀、鴨綠柵とあり、○柵戸は、通證に萬葉集、伎倍如、戸令所、謂陵戸宮戸之類也とあり、廢帝紀に陸奥國桃生柵戸、出羽國小勝柵戸と見えて、城柵に屬せる民と云ふ、

四年春正月壬午朔賀正焉、是夕天皇幸于難波碓宮、二月壬子朔遣學問僧於三韓、己未阿倍大臣請四衆於四天王寺迎佛像四軀使坐于塔內、造靈鷲山像、累積鼓爲之、夏四月辛亥朔罷古冠、左右大臣猶著古冠、是歲新羅遣使貢調治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民始置柵戸、難波碓宮は豐碓宮とも稱し、又難波碓宮とも稱せしむ、○己未は五日なり、○四衆は、通證に比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷爲四衆、見名義集とあり、○靈鷲山、像は、集解に西域記、曰耆闍崛山在阿耨達王舍城、東北西望其山、兩峰雙立相去二三里、中道鷲鳥背、居其嶺、山名耆闍鷲也とあり、續古今集に鷲の山などよめり、○古冠は、集解に推古天皇十一年所制とある是あり、○

磐舟、柵は、倭名鈔に越後國磐船郡とあり、

五年春正月丙午朔賀正焉、二月制冠十九階、一日大織、二日小織、三日大繡、四日小繡、五日大紫、六日小紫、七日大華上、八日大華下、九日小華上、十日小華下、十一日大山上、十二日大山下、十三日小山上、十四日小山下、十五日大乙上、十六日大乙下、十七日小乙上、十八日小乙下、十九日立身、是月詔博士高向玄理與釋僧旻置八省百官、

制冠十九階は、通證に織繡紫已見前、其曰華曰山曰乙蓋因漢、建華冠、方山冠、通天冠、命名也、乙取鷓鴣音、正韻、鷓鴣以律切、通典、通天冠晉依漢制、前加金博山、述、述、即鷓鴣也、鷓鴣、天雨故冠、像焉、廣雅、註、鷓鴣音述とあり、○八省百官は、通證に八省准唐、六部、謂中務式部治部民部兵部刑部大藏宮内、類聚三代格、設置八省、職察相隸百官守職庶務俱成と云へり、また集解に按、職員令八省、之上有太政官總焉、而此直謂八省、則疑不置所總之官、蓋既置左右大臣及內臣等、則既有總官、此時置八省分其職也、謂百官者職察司臺之類、所備之名也とあり、後の八省はこの時に創始せしものなるべし、

三月乙巳朔辛酉阿倍大臣薨、天皇幸朱雀門、舉哀而慟、皇祖母尊、皇太

子等及諸公卿悉隨哀哭。

辛酉は十七日なり、朱雀門は、通證に三代實錄に曰長安、南面皇城門是、謂朱雀門、又大明宮、南面五門正南、曰丹鳳門、夫丹鳳朱雀其義一、然則以其在南方、故謂之朱雀乎と云へり、拾芥抄に朱雀門伴氏造之、二階七間戸五間、號朱雀御門、中二階門とあり、

戊辰蘇我臣日向日向字身刺譖倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄麻呂伺皇太子遊於海濱而將害之、將反其不久、皇太子信之、天皇使大伴狛連三國麻呂公穗積嚙臣於蘇我倉山田麻呂大臣所而問、反之虛實、大臣答曰、被問之報、僕面當陳、天皇之所、天皇更遣三國麻呂公穗積嚙臣、審其反狀、麻呂大臣亦如前答、天皇乃將與軍圍大臣宅、大臣乃將二子法師與赤狗更名秦自茅渟道逃向於倭國境、大臣長子興志、先是在倭山田家營造其寺、今忽聞父逃來之事、迎於今來大槻、近就前行入寺、願謂大臣曰、興志請自直進、逆拒來軍、大臣不許焉、是夜興志意欲燒宮、猶聚士卒宮謂小聖田宮

戊辰は廿四日なり、○法師赤狗は、通證に二子之名也とあり、○茅渟道は和泉國日根郡と集解にあり、標注に道とは大坂天王寺より阿部野道を南に行、茅渟より東南紀見峠を越て大和に赴きしにやと云へり、○山田之家は、通證に十市郡山田村とあり、集解には有、謂在山田之家、六字私記據入とせり、○其寺は集解に下文所見山田寺とあり、○今來大槻、今來は吉野郡今木村なり、○宮謂小聖田宮、宮は高市郡に在り、集解はこの六字私記據入とせり、

己巳大臣謂長子興志曰、汝愛身乎、興志對曰、不愛也、大臣仍陳說於山田寺衆僧及長子興志與數十人曰、夫為人臣者、安構逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者、元非自身、故造奉為天皇、誓作今我見譖身刺而恐橫誅、聊望黃泉、尙懷忠退、所以來寺、使易終時、言畢、開佛殿之戶、作發誓曰、願我生生世世、不怨君王、誓訖、自經而死、妻子殉死者八人、

己巳は廿五日なり、○山田寺は、大和志に十市郡山田村一名華嚴寺とあり、續紀一に施山田寺封三百戶、限三十年と見えたり、

是日以大伴狛連與蘇我日向臣為將領衆、使追大臣將軍大伴連等及到黑山、土師連身采女臣使主麻呂從山田寺馳來告曰、蘇我大臣既與

三男一女俱自經死、由是將軍等從丹比坂歸、庚午、山田大臣之妻子及隨身者亦自經死者、穉積臣、捉聚大臣伴黨、田口臣、筑紫等、著枷反縛是夕、木臣麻呂、蘇我臣日向、穗積臣、以軍圍寺、喚物部、二田造、鹽使、斬大臣之頭、於是二田鹽仍拔大刀、刺舉其穴、叱咤啼叫、而始斬之、甲戌、坐蘇我山田大臣而被戮者、田口臣、筑紫、耳梨、道德、高田醜醜此云、雄、額田部、湯坐、連、關、秦、吾寺等、凡十四人、被絞者、九人、被流者、十五人、

黑山は、通證に倭名鈔、丹比郡黑山、今屬丹南郡、延喜式、黑山席、即此地とあり、○身は名あり、天智紀に小竹田、史身と云ふも見えたり、○丹比坂は、通證に指、丹南郡羽曳山とあり、河内志に羽曳山在郡東南、山勢起伏、逶迤、連、石川十市、錦部三郡、本郡平尾丘、丹比、丘、植生坂、皆此山脈と見ゆ、○庚午は廿六日なり、○著、枷反縛、枷は日本紀私記に久比加之と訓み、倭名抄に無、鉗者著盤枷とあり、反縛は後手に縛るあり、南史齊紀に向、後總而結之名曰反縛と標注にあり、○木臣は、通證に與、紀、臣、同、古事記曰、木、角、宿禰者、木、臣、之、祖、とあり、○物部二田造、鹽、物部は、通證に令、衛門府物部三十人、義解、名、爲、内、物部、爲、決、罪、人、とあり、二田造、鹽、は、天神本紀に五部造、一曰二田造、又天物部廿五部、一曰二田物部とあり、二田は倭名抄に筑前國鞍手郡、二田、布多多とある地名なるべし、訓は弘仁私記に二田、不都多とあるに據るべし、鹽は名なり、○使

斬大臣之頭は、通證に賊盜律、曰凡謀反及大逆者皆斬、吏學指南、曰斬、謂以刀及殺殊、其身首者とあり、○甲戌は三十日なり、○耳梨道德、耳梨は大和十市郡に耳梨山あり、氏なるべし、○高田醜雄、姓氏錄右京諸蕃に高田首、出自高麗國人多高子使主とあり、下文に高田首根麻呂といふあり、蓋し同族ならむか、○額田部湯坐連は、古事記に天津日子根、命之後とあり、姓氏錄左京神別に額田部湯坐連、天津彦根、命、子明立天、御影命之後也、允恭天皇、御世、被遣薩摩國、平、集人、復奏之日、獻御馬一匹、額有町形廻毛、天皇喜之、賜姓額田部とあり、○被絞者は、通證に賊盜律、曰謀大逆者絞、吏學指南、曰絞、謂、身首不殊、纏縛而絞者、隋唐制死二等、一曰絞、二曰斬とあり、○被流者は、同じく通證に賊盜律、謀反條、曰祖孫兄弟皆配、遠流とあり、流には近中遠の三流あり、

是月遣使者、収山田大臣資財、資財之中、於好書上、題皇太子書、於重寶上、題皇太子物、使者還、申所収之狀、皇太子始知、大臣心猶貞淨、追生悔耻、哀歎難休、即拜日向、臣於筑紫、大宰帥、世人相謂之曰、是隱流乎、皇太子妃蘇我造媛、聞父大臣爲鹽所斬、傷心痛惋、惡聞鹽名、所以近侍於造媛者、忌稱鹽名、改曰堅鹽、造媛遂因傷心、而致死焉、皇太子聞造媛徂逝、愴然傷怛、哀泣極甚、於是野中川原、史滿進而奉歌、歌曰、耶麻鵝、播爾烏

志賦拖都威底陀虞毗預俱陀虞陸屢伊慕乎多例柯威爾鷄武其模騰  
 渠等爾婆那播左該騰模那爾騰柯母于都俱之伊母我磨陀左枳涅渠  
 農其皇太子慨然頽歎褒美曰善矣悲矣乃授御琴而使唱賜絹四匹布  
 二十端綿二裹

取資財は、賊盜律に父子若家人資財田宅並沒官とあり、○大宰帥は、職員令に太宰府帥一人掌  
 祠社戸口簿帳字養百姓勸課農桑糺察所部貢舉孝義田宅良賤訴訟租調倉京衛役郵驛傳馬烽  
 候城牧過所公私馬牛關遺雜物及寺僧尼名籍審客歸化嬰護事とあり、○隱流は、通説に今按言陽  
 進拜而陰退遷之也、後世左遷權帥者蓋始于此職原鈔曰爲大臣之人左遷之時任權帥然  
 而不可知府務也、其例孝謙天皇天平寶元元年右大臣豐成被遷太宰權帥醍醐天皇昌泰四年右  
 大臣菅原公被遷權帥冷泉院安和二年左大臣高明一條院長德二年內大臣伊周皆同とあり、○堅  
 鹽は、通説卷廿四に倭名鈔俗呼黑鹽爲堅鹽、神名式大和國城下郡有岐多志太神社、延喜式石  
 鹽、萬葉集堅鹽、皆訓加多志保とあり、○野中川原史、野中は、姓氏錄右京皇別に野中彦國尊命之後  
 也とあり、川原は姓氏錄河内諸蕃に河原連陳思王植之後也とあり、續紀九に河内國丹比郡人正六  
 位下川原椋人子虫等四十六人賜河原史姓と見えたり、野中川原は地名に據れるならむ、倭名鈔に  
 河内國丹比郡名野中乃奈加また河内志に野中村あり、○耶麻鵝播爾は於山川あり、○鳥志賦  
 拖都威底は鴛鴦二居而なり、皇太子と造媛とを喻へたり、○陀虞陸預俱は匹好なり、○陀虞陸屢伊

慕乎は所匹妹あり、○多例柯威爾鷄武は誰將率去なり、○摸騰渠等爾は毎本なり、本とは本草の  
 莖をいひて即ち木毎にどの意なり、○婆那播左該騰模は花者雖開あり、○那爾騰柯母は何歎母な  
 り、俗にどうしてかの意なり、○于都俱之伊母我は愛妹之なり、○磨陀左枳涅渠農は不復開出  
 來なり、釋紀には歌意者花者雖散亦開、造媛者逝後不歸之由也といへり、○善矣悲矣は一には  
 此の歌をうるはしと聞召し、一にはまたその詞を悲しと思しめしての御言なりといへり、○綿二  
 裹は、通説に加末須蒲簀也編蒲爲袋也、袖中抄果訓久具都今西鄙俗以具具編之名加末  
 伎蒲筒也、倭名鈔莎草和名具具、又曰傀儡子和名久久豆蓋以負果物得名といへり、

夏四月乙亥朔甲午於小紫巨勢德陀古臣授大紫爲左大臣於小紫大  
 伴長德連授大紫爲右大臣五月癸卯朔遣小華下三輪君色夫大  
 山上掃部連角麻呂等於新羅

乙亥朔、本に亥を卯に作れり、集解に亥原作卯據長曆改とあるに據て改む、○甲午は廿日あり、  
 ○爲左大臣、扶桑略記に任左大臣五十七と見ゆ、○大伴長德連字馬飼は扶桑略記に長德咋子男、  
 金村孫、白雉二年七月右大臣長德薨世云馬飼大臣とあり、○掃部連は、古語拾遺に彦瀲尊、誕  
 育之日、海濱立室、于時掃部連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作箒掃蟹仍掌鋪設、遂以爲職、  
 號曰蟹守、今俗謂之掃部連詞轉也とあり、姓氏錄和泉國神別に掃部連振魂命四世孫天忍人命之後  
 也、雄略天皇御代監掃部連事賜姓掃部連とあり、

是歲新羅王遣沙喙部沙喰金多遂爲質從者三十七人僧一人、侍郎二人、丞客一人、才伎十人、譯語一人、雜傭人六人、并三十七人也。

沙喙部は、推古紀十八年に沙喙部奈末竹世土と見え、通證に沙喙部所掌之部曲とあり、○沙喰は、集解に東國通鑑曰新羅設官十七等八曰沙喰とあり、○侍郎は、集解に漢書百官志曰侍郎三十六人主作文書起草とあり、○達官郎は、標注に禮儀弓に公之喪諸達官之長杖、大全に受命於君者、其名名幸於上、故謂之達官とあり、

白雉元年春正月辛丑朔車駕幸味經宮觀賀正禮味經此云云是日車駕還宮阿賦賦

味經宮は、通證に攝津國、民部省、關帳東生郡味原庄、倭名鈔東生郡味原、萬葉集味經之原、續日本紀饒生野、延喜式味原牧、神名式阿遲速雄神社、朝野群載遊女記典藥寮味原牧とあり、又、畿内志島下郡別府味舌二村即其故趾と云へり、集解も之に同じ、契沖法師は此味經といふ所のれ住侍るも同じ東生郡なれば土民などにも問へといづくと知者もなく味經の宮ありきと云傳ふるものもなしと云へり、標注には按に高津宮の一名にやとあり、

二月庚午朔戊寅穴戶國司草壁連醜經獻白雉曰國造首之同族賀正

月九日於麻山獲焉於是問諸百濟君百濟君曰後漢明帝永平十一年白雉所在見焉云々又問沙門等沙門對曰耳所未聞目所未覩宜赦天下使悅民心道登法師曰昔高麗欲營伽藍無地不覽便於一所白鹿徐行遂於此地營造伽藍名白鹿園寺住持佛法又白雀見于一寺田莊國人僉曰休祥又遣大唐使者持死三足鳥來國人亦曰休祥斯等雖微尙謂祥物况復白雉僧旻法師曰此謂休祥足爲希物伏聞王者旁流四表則白雉見又王者祭祀不相踰宴食衣服有節則至又王者清素則山出白雉又王者仁聖則見周成王時越裳氏來獻白雉曰吾聞國之黃耆曰久矣無別風淫雨江海不波溢三年于茲矣意中國有聖人乎盍往朝之故重三譯而至又晉武帝咸寧元年見松滋是則休祥可赦天下是以白雉使放于園

戊寅は九日あり、○草壁連は、姓氏錄に日下部連彦坐命子狹穗彦命之後也とあり、天武紀十三年

十二月に草壁連賜姓、曰宿禰、と見えたり、○國造首は、舊事紀國造本紀に穴門、國造櫻向、日代朝、御世櫻井田部連同祖邇伎都美命四世、孫速都鳥、命、定、賜國造、とあり、首は名なり、○麻山は詳ならず、○百濟君は下に百濟君豐璋とあり、○後漢明帝云々白雉所、在は、集解に後漢書明帝紀曰永平十一年是歲溟湖出黃金、廬江太守以獻、時麒麟白雉醴泉嘉禾所、在出焉とあり、○道登は、扶桑略記四に孝德天皇大化二年丙午、始造宇治橋、伴橋北岸石銘曰、世有釋子、名曰道登、出自山尻惠滿之家、大化二年丙午歲、構立此橋、濟度人畜、已伴道登者、本是高麗學生、元興寺沙門也とあり、○白鹿園寺は、釋氏要覽に鹿苑又名鹿林、在波羅奈國、佛成道、初轉法輪、度憍陳如等、五比丘處、白鹿園寺之名蓋有、据とあり、○白雀は皇極紀に出づ治部式に中瑞とせり、○三足鳥は、治部式に上瑞曰三足、鳥日之精也とあり、○旁流四表は、集解に佩文韻府曰白雉春秋感精符王者旁流四表則白雉見、太子傳備講所引感精符曰王者德流四表則白雉見とあり、○王者祭祀云々有節則至は、集解に孝經援神契曰周成王時越裳獻白雉去京師三萬里王者祭祀不相踰、晏食袍服有節則至とあり、この文を取れるあり、○越裳氏は、集解に尙書大傳歸禾曰有越裳重譯而來、交趾之南有越裳國とあり、○黃者は、通證に史、註、老人髮黃面色常垢、故曰黃者、とありて老人のことなり、○別風淫雨は、集解に尙書大傳歸禾、略、無別風淫雨、略、注、准暴雨之名也と見えたり、○晉武帝云々は、通證に釋曰晉書武紀與、此異とあり、○松滋は、通證に松滋縣在江陵、江陵府屬湖北、即荊州とあり、

甲申朝廷隊仗如元會儀、左右大臣百官人等爲四列於紫門外、以粟田

臣飯虫等四人、使執雉輿、而在前去、左右大臣、乃率百官及百濟君豐璋、其弟塞城、忠勝、高麗侍醫毛治、新羅侍學士等、而至中庭、使三國公麻呂、猪名公高見、三輪君襲德、紀臣麻呂、岐大四人、代執雉輿、而進殿前、時左右大臣就執輿、前頭伊勢王、三國公麻呂、倉臣小屎、執輿後頭、置於御座之前、

甲申は十五日なり、○隊仗は、宮衛令義解に謂隊仗者衛士、陣謂之隊也、兵衛內舍人、陣謂之仗也とあり、○如元會儀は、通證に四字出、後漢明帝紀、通鑑、註、元會、謂元旦、日朝會、時とあり、また宮衛令に凡元日朔日若有聚會及蕃客宴會辭見、皆立儀仗とあり、○紫門は、通證に陸機辨亡論、反帝座、于紫闥、後漢書、紫宮之門、註、天有紫微宮、是上帝之所居也、王者立宮象之、新拾遺集、云紫乃庭爾、綠乃色添、互行末遠、伎千世之吳竹とあり、○塞城は、通證に皇極紀齊明紀作、塞上とあり、○忠勝は、同じく通證に齊明紀爲、豐璋叔父とあり、○侍醫は、職員令に內藥司侍醫四人とあり、義は、御許藥師なり、これは高麗より來りて天子の侍醫とされるものあるべし、○紀臣乎麻呂、岐太は、集解に麻、上原有平字、衍據二年紀、二年紀曰紀、麻利耆耜臣、即此とあり、通證は乎麻呂を一人の名として、岐太は上の新羅侍學士の名ならむと云へり、なほ考ふべし、○伊勢王は、齊明紀六年に伊勢王薨とあり、天智紀七年にも薨とあり、詳ならず、○倉臣は、姓氏錄和泉國神別に、掠連、天香山命之後也とあり、天武紀十三年十二月に倉連賜姓曰宿禰、ともあれと詳ならず、

天皇即召皇太子共執而觀皇太子退而再拜使巨勢大臣奉賀曰公卿百官人等奉賀陛下以清平之德治天下之故爰有白雉自西方出乃是陛下及至千秋萬歲淨治四方大八嶋公卿百官及諸百姓等冀罄忠誠勤將事奉賀訖再拜詔曰聖王出世治天下時天則應之示其祥瑞曩者西土之君周成王世與後漢明帝時白雉爰見我日本國譽田天皇之世白鳥樸宮大鷦鷯帝之時龍馬西見是以自古迄今祥瑞時見以應有德其類多矣所謂鳳凰麒麟白雉白鳥若斯鳥獸及于草木有符應者皆是天地所生休祥嘉瑞也夫明聖之君獲斯祥瑞適其宜也朕惟虛薄何以享斯蓋此專由扶翼公卿臣連伴造國造等各盡丹誠奉遵制度之所致也是故始於公卿及百官等以清白意敬奉神祇並受休祥令榮天下

巨勢大臣は德太臣なり、○賀は善言なり、出雲風土記に國造神吉詞と見え、天智紀に賀正事と見えたり、○將事は、通證に將承也事也とあり、○白鳥樸宮は、集解に鳥原作鳥誤據下文改正、○延喜式祥瑞中瑞曰白鳥、大陽之精也。潜確居類書曰飛躍部瑞應圖曰白鳥者宗廟肅敬則至とあり、○

龍馬西見は、集解に延喜式祥瑞上瑞曰龍馬、長頭額上有翼踏水不沒。潜確居類書飛躍部曰瑞應圖龍馬者神馬也、河水之精高八尺五寸長頸鬃上有翼旁有垂毛、鳴聲九音有明王則見とあり、○鳳凰は、通證に說文鳳凰、神鳥也、出於東方君子之國、見則天下安寧とあり、新續古今集に陰たかき梧の梢にすむ鳥の聲待出む御代のかしこさと見えたり、延喜式祥瑞上瑞に鳳、狀如鶴五綵以文鶏冠燕喙蛇頭龍形とあり、○麒麟は、通證に字書、麒麟、白馬黑脊當作麒麟とあり、延喜式祥瑞上瑞に麟、仁獸也、麇身羊頭牛尾一角端有肉とあり、

又詔曰四方諸國郡等由天委付之故朕總臨而御寓今我親神祖之所知穴戶國中有此嘉瑞所以大赦天下改元白雉仍禁放鷹於穴戶境界賜公卿大夫以下至于令史物各有差於是褒美國司草壁連醜經授大山并大給祿復穴戶三年調役

親神祖之所知云々は、神祖は古き祝詞宣命等に高天原神積坐皇親神魯伎神魯美命とある、その神魯伎神魯美を云へるなり、神漏伎は男神に稱し、神漏美は女神に申せる稱なり、古語拾遺に高皇產靈神、爲皇親神留伎命、次神皇靈產神爲皇親神留彌神とありてこの二柱神を稱しまつれどまた高皇產靈尊、天照大神をも稱し奉れり、○改元白雉、この白雉を後には白鳳とも稱せり、この白雉を後に白鳳と改號のこと伴信友は長等の山風附録に委く云へど餘り長ければ省く、○令史は



倭名鈔に司曰令史佐官也とあり、○大山の下に上下の字あるべし、○復は、通證に正韻除也、前漢高帝紀、註不衛役也とあり、

夏四月新羅遣使貢調、或本云、是、天皇、之世、高麗百濟新羅三國、毎年遣使貢獻也、冬十月爲入宮地所壞丘墓、及被遷人者、賜物各有差、即遣將作大匠荒田井直比羅夫立宮、塙標是月始造丈六繡像、俠侍八部等四十六像、

將作大匠は、通證に舊秦官唐依之。三年作工人とあり、○俠侍は、通證に用明紀作挾侍、挾挾古通用とあり、集解に檢字書、俠、傍也並也とあり、狩谷望之翁は俠侍、用明紀、東大寺大佛記作挾侍、續紀、三代實錄、大安寺資財帳、大西寺資財帳、多度寺資財帳、興福寺緣起、圖書式、大藏式並作脇侍、靈異記、大安寺緣起、東大寺造立供養記作脇士と云へり、○八部は翻譯名義集八部篇に一天、二龍、三夜叉、四乾闥婆、五阿修羅、六迦樓羅、七緊那羅、八摩羅迦とある是なり、○四十六像、詳ならず、一本に六と三に作れり、今強て按に若は今年天皇の御年の數かと標注に云へり、

是歲漢山口直大口奉詔刻千佛像、遣倭漢直縣、白髮部連、難波吉士胡床於安藝國、使造百濟船二隻、

漢山口直は、姓氏錄右京諸蕃に山口宿禰、後漢靈帝四世孫都黃直之後也とあり、○白髮部連、

白髮部は繼體紀に每州安置三種白髮部云々とあり、姓氏錄には左京皇別に眞髮部稚武彥命、男吉備武彥命之後也とあり、山城國神別に眞髮部造神饒速日命七世孫大賣布乃命之後也とありて何れなるか詳ならず、白髮部後に眞髮部といへり、その續紀三十八に延曆四年五月詔曰、先帝御名及朕之諱云々、自今以後宜並改避於是改姓白髮部爲眞髮部と見えたり、その氏人は日本靈異記に白髮部猪麻呂者備中國少田郡人也とあり、證は名あり、

二年春三月甲午朔丁未、丈六繡像等成、戊申、皇祖母尊請十師等設齋、六月百濟新羅遣使貢調獻物、冬十二月晦於味經宮請二千一百餘僧尼使讀一切經、是夕燃二千七百餘燈於朝廷內使讀安宅土側等經、於是天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碯宮、

丁未は十四日なり、○戊申は十五日なり、○十師は上文大化元年紀に出づ、○一切經は、通證に即大藏經自唐中宗始、鶴林玉露曰開元十年沙門智昇詮次大藏經目錄凡五千四十八卷自是爲定數とあり、○安宅土側等經は通證に釋曰安宅土側地鎮之經也、或曰側當作測とあり、集解には大明三藏聖教目錄曰佛說安宅神呪經今按失譯名出後漢錄とあり、○難波長柄豐碯宮、集解に元年十二月紀曰遷都難波長柄豐碯蓋于此造營全備とあるが如し、

是歲新羅貢調使知萬沙冷等著唐國服泊于筑紫朝廷惡恣移俗詞嘖

逐還于時巨勢大臣奏請之曰方今不伐新羅於後當有悔其伐之狀不須舉力自難波津至于筑紫海裏相接浮盈艫船召新羅問其罪者可易得焉

知萬沙冷、知萬は名、沙冷は官なり、○著唐國服は、通證に日本世記曰新羅春秋智使於唐捨俗衣冠請媚於天子、見齊明紀とあり、集解に東國通鑑曰唐貞觀二十二年、新羅眞德女王三年、新羅主遣伊余金春秋及其子文注如唐、春秋又請改唐服以從華制於是內出珍服賜春秋及其從者、又曰春正月始依華制爲冠服、○按女主三年當天皇四年也とあり、○不須舉力は、集解に按舉刀言猶曰起兵とありて刀とせり、然るに通證には釋力作刀非とせり、なほ考ふべし、

三年春正月己未朔元日禮訖車駕幸大郡宮自正月至是月班田既訖凡田長三十步爲段十段爲町

町租稻一束半  
段租稻十五束

大郡宮は即ち味經宮なり、○自正月至是月、横山由清氏云はく集解に是月爲三月、誤非、班田之事は二月間にて能訖ふべきにあらず、按に大化二年正月に定班田收授之法とありて、漸次に之を諸國に行ひ當年に至りて、全國班田の事全訖りしが故に此に載せたるなり、下文に是月造戸籍凡五十戸爲里云々の文を再載したるを併考れば、自正月の三字は自大化二年正月の誤にて數

字を脱せるなりとなり、○田長三十歩の下に水戸本廣十二歩の四字あり、こゝは脱たるなるべし、○段租稻云々は、集解には二年、制段租稻二束二把町租稻二十二束、至此改制薄租也とあり、横山由清氏は此集解説に據らば租法改制の事を載すべきなるを載せざるは租法を緩めたるものにはあらず、蓋上古令前、段租は其實大化二年の租法と同一なるが故に撰者の注したるなり、本紀の撰進は大寶令以前に在るが故に令前租法を以て注したるあり、といへり

三月戊午朔丙寅車駕還宮夏四月戊子朔壬寅請沙門惠隱於内裏使講無量壽經以沙門惠資爲論議者以沙門一千爲作聽衆丁未罷講自於此日初連雨水至于九日損壞宅屋傷害田苗人及牛馬溺死者衆

丙寅は九日なり、○壬寅十五日なり、○惠隱は舒明天皇紀十一年に見えたり、○使講無量壽經は、通證に元亨釋書曰是宮講之始也とあり、○惠資は、集解に按大化元年紀有慧至蓋同人也とあり、○論議者は、通證に私記議音解所謂内論議起于此三代實錄曰引名僧奉參内裏論議如常とあり、標注に按僧等の論議しはく見えたり此は校究する役にやと云へり、○作聽衆は、通證に私記曰連音讀とあり○丁未は廿日なり、○宅屋は宅栖の義あり、

是月造戸籍凡五十戸爲里每里長一人凡戸主皆以家長爲之凡戸皆五家相保一人爲長以相檢察新羅百濟遣使貢調獻物秋九月造宮己

訖其宮殿之狀不可殫論冬十二月晦請天下僧尼於內裏設齋大捨燃燈

以家長爲之は、戶令に戶主皆以家長爲之、戸内有課口者爲課戶、無課口者爲不課戶、義解謂家長嫡子也、凡繼嗣之道正嫡相承、雖有伯叔、是爲傍親、故以嫡子爲戶主也と見えたり、○五家相保相檢察は、通證に周禮令五家爲比使之相保、詰保猶任也、唐令四家爲隣五家爲保とあり、戶令に凡戶皆五家相保一人爲長、以相檢察勿造非違、如有違客來過止宿及保内之人有所行詣並語同保知とあり、○殫は、通證に說文殫極盡也とあり、○冬十二月晦云々は、通證に僧史略曰漢法本傳曰西域十二月三十日是此方正月望謂之大神變日、漢明帝令燒燈表佛法大明也とあり、○大捨は、集解に傳燈錄曰内外身心一時俱捨、隨方應物能所皆忘是謂大捨とあり、○燃燈は、通證に譬喻經曰有人至心割捨然燈佛前所獲福德難可稱量とあり、

四年夏五月辛亥朔壬戌發遣大唐大使小山上吉士長丹副使小乙上

吉士駒駒更學問僧道嚴道通道光惠施覺勝辨正惠照僧忍知聰道昭

定惠定惠内大臣安達安達中臣渠道觀道觀春日粟田學生巨勢臣藥藥豐足

氷連老人老人眞玉之子或本以學問僧知辨義德學生坂合部連盤積而增焉并一百二十一人俱乘一船以室原

首御田爲送使

壬戌は十二日あり、○道嚴は、通證に國寶記曰細侶同志者道嚴等十三人到長安謁三藏玄奘即唐高宗永徽四年也とあり、○道光は、集解に卒在持統天皇八年紀とあり、○覺勝は下の細字に於唐死とあり、○辨正は、懷風藻に辨正法師者俗姓秦氏性滑稽善談論云々とあり、續紀七養老元年七月に以沙門辨正爲少僧都と見ゆ、○知聰は、次の細字に於海死とあり、○道昭は、通證に考續日本紀、河内國丹比郡人俗姓船連王辰爾之裔惠釋之子也、文武天皇四年三月物化弟子等奉遺火葬於栗原、天下火葬從此而始也、初白雉四年隨使入唐適遇玄奘三藏師、受業焉、三藏曰經論深妙不能究竟不如學禪流傳東土和尚奉教始習禪定於後隨使歸朝、於元興寺別建禪院而住焉、後周遊天下諸津濟處儲船造橋乃山背宇治橋和尚之所創造者也云々とあり、○定惠の傳は、前田侯爵家の本に貞慧傳といふものあり、其文に性聰明好學、大臣異之、以爲雖有堅鐵而非鍛冶、何得子將之利、雖有勁箭而非初括、詎成會稽之美、仍割膝下之恩、遙求席之珍、故以白鳳五年歲次甲寅、隨聘唐使到于長安、住懷德坊慧日道場、依神泰法師、作和上、則唐主永徽四年時年十一歲矣、始鑽聖道、日夜不怠、從師遊學、十有餘年既通內經、亦解外典、文章則可觀、義款則可法、以白鳳十六年歲次乙丑秋九月、經自百濟來京師也、其在百濟之日誦詩一韻、其辭曰帝鄉千里隔、邊城四望秋、此句警絶、當時才人不得續末、百濟土人竊妬其能毒之、則以其年十二月廿三日終於大原之第、春秋廿三、道俗揮涕、朝野傷心云々と見えたり、○中臣渠每連は、大中臣本系帳に糠手子大連公一男、右大臣大錦上金二男許米被賜朝臣姓とあり、○氷連は、姓氏錄左京神別に氷宿禰、石上、同祖、河内氷連、石上朝臣同祖、饒

速日命十世孫、伊已灯宿禰之後とあり、天武天皇紀十三年十二月に水連賜姓曰宿禰とあり、○老人は持統紀に見ゆ、○坂合部連盤積は、集解に齊明天皇五年紀註、作稻積、天武天皇十一年紀作石積、所著新字四十四卷とあり、○義徳は、持統紀四年に唐より歸朝のこと見えたり、○室原首は、氏系詳ならず、倭名抄に大和國城上郡室原あり、

又大使大山下高田首根磨、更名八、副使小乙上掃守連小磨、學問僧道福、義向并、一百二十人、俱乘一船、以土師連入手爲送使、

高田首は、姓氏錄右京諸蕃に高田首出自高麗國人多高子、使主也とあり、上文に見わたる高田醜雄も同族なるべし、○八掬脛は、通證に越後風土記有人名八掬脛註、其脛長八掬多力大強、姓氏錄曰竹田連、神魂十三世孫八東脛命之後也とあり、

是月、天皇幸、旻法師房而問其疾、遂口勅恩命、或本於五年七月云、僧旻法師、臥病於阿曇寺、於是天皇幸而問之、仍執其手曰、若法師今日亡者朕從明日亡、

阿曇寺は、通證に在大坂安堂寺町地蔵、石像尙存、續日本紀天平十六年帝幸安曇江遊覽松林、江次第曰舊例三日有三所、祓三津、濱禊津、濱下方、禊、安曇口禊とあり、此の地奈良朝の比までは海邊にてありしならむ、

六月、百濟、新羅遣使貢調獻物、脩治處處、大道、天皇聞、僧旻法師命終而遣使吊并多送贈、皇祖母尊及皇太子等皆遣使吊旻法師喪、遂爲法師命畫工、或本狗堅部子麻呂、鯽魚戶直等多造佛菩薩像安置於川原寺云、在或本山田寺、

狗堅部、本に堅を堅に作れり、中臣本、小寺本、姓氏錄に據て改む、續紀養老元年に堅部使主石前あり、ろこの考證に姓氏錄不載、狩谷氏曰孝德紀有狗堅部子麻呂、稱德紀有堅部使主人主、又堅部氏見靈異記、細井氏貞雄謂、堅部當訓加多會部、姓氏錄未定、有堅祖氏云、百濟國人堅祖爲智之後也、堅部蓋此部曲也、按堅部當音讀、細井氏說非是といへり、○鯽魚戶直は詳ならず、姓氏錄右京諸蕃に道祖史出自百濟王孫許里公とあり、この族からむか、○川原寺は、大和志に高市郡廢川原寺川原村一名弘福寺、寶龜二年五月爲田原天皇國忌設齋於川原寺、今大悲堂一字尙存とあり、天武紀に寫一切經於川原寺、又運川原伎樂於筑紫と見え、續紀卅に設田原天皇八月九日忌齋於川原寺など見えたり、

秋七月、被遣大唐使人高田根麻呂等、於薩摩之曲、竹島之門合船沒死、唯有五人繫胸、一板流遇竹嶋、不知所計、五人之中門部金採、竹爲筏、泊、

于神嶋凡此五人經六日六夜而全不食飯於是褒美金進位給祿

薩摩之曲は、萬葉集に隼人乃薩摩乃迫門とあり、本居翁の云はくこの薩摩は國名にあらず、隼人國の中の地名なり、後まで薩摩郡あれば其あたりの名にぞありけむ、と云はれたるが如し、○竹島之門は、通證に在薩摩之西別島也、距薩州百里與硫黃島相去十八里とあり、集解に按輿地路程全圖竹島在薩摩國東南西對硫黃島按武備志圖琉球國與薩摩之間有鷹島即此とあり、○合船沒死は、或は薩摩の曲に或は竹島の門にて沒死したるあり、○門部金は、姓氏錄大和國神別に門部連神牟須比兒安牟須比命之孫也とあり、天武天皇紀十年四月に門部直大嶋賜姓曰連と見えたり、○筏は倭名抄舟車部に桴筏、論語注云、桴編竹木大曰筏亦字小曰桴、玉篇字亦作解、在舟部以賀多とあり、通證に蓋鳥賊手也と云へり、○神嶋は集解に按輿地路程全圖肥前國西南海中右神嶋蓋是。三代實錄曰貞觀十八年授肥前國正六位上神嶋從五位下とあり、

是歲皇太子奏請曰冀欲遷于倭京天皇不許焉皇太子乃奉率皇祖母尊間人皇后并率皇弟等住居于倭飛鳥河邊行宮于時公卿大夫百官人等皆隨而遷由是天皇恨欲捨國位令造宮於山碕乃送歌於間人皇后曰舸娜紀都該阿我柯賦古麻播比枳涅世儒阿我柯賦古麻乎比騰

瀨都羅武簡

間人皇后は舒明天皇の皇女にて孝德天皇の皇女なり、○皇弟は天武天皇なり、○飛鳥河邊行宮は、大和志古蹟の條に在飛鳥村南、即此傍有井名行宮井とあり、○山碕は倭名抄に山城國乙訓郡山碕夜末佐岐とあり、○送歌、この大御歌は皇后の御心を疑ひ坐て詠て贈らせ玉ひしなりと久老も守部もいはれたりともあるべし、○舸娜紀都該は、解に小木着なり、小木を馬の足に結び着て、ほたしとするをいふといへり、守部は緒著也、緒は小木を云略今此句は其緒を馬の足に結著て、ほたしとするを詔ふあり云々と云へり、○阿我柯賦古麻播は我飼駒者あり、○比枳涅世儒は、守部云たしとするを詔ふあり云々と云へり、○阿我柯賦古麻播は我飼駒者あり、○比枳涅世儒は、守部云はく牽出不爲なり、引出るわざの爲玉はぬにて、常に不牽出と云とはことあり、此は駒にははく牽出不爲なり、引出るわざをせぬと云て年比皇后を外にも出し玉はず深くかしづき玉ひしに譬へて詔だしを着て牽出わざをせぬと云て年比皇后を外にも出し玉はず深くかしづき玉ひしに譬へて詔へるなりと云り、○阿我柯賦古麻乎は上に同じ、○比騰瀨都羅武簡は人將見歎なり、この一首の意は解に皇后の天皇の大御前をさかり奉りて一人倭にいでまし、は他し人に見え玉ひつらむかと、二心を疑ひ坐るたとへ言なりと云れたるが如し、釋紀にも解あれど省く、

五年春正月戊申朔夜鼠向倭都而遷壬子以紫冠授中臣鎌足連增封若干戸二月遣大唐押使大錦上高向史立理或本云夏五月遣大使小唐押使大華下高向或本云判官小直麻呂宮道阿彌陀或本云判官小小乙上岡君宜置始連大伯小乙下中臣問人連老老此云於

喩田邊史鳥等分乘二船留連數月取新羅道泊于萊州遂到于京奉觀天子

壬子は五日なり、○鎌足連は、通證に以前皆書鎌子、蓋至此時更名乎、姓氏錄曰中臣連鎌子古記曰鎌足とあり、○紫冠は二年紀に見えたり、○押使は、通證に文武紀所謂遣唐執節使也、後世有押領使之稱、集韻押、按也、一曰管拘也とあり、○藥師惠日は推古紀卅一年に醫惠日とありて通證に舒明紀作藥師惠日、孝謙紀昔泊瀨朝倉朝廷詔百濟國訪求才人、爰以德來貢進聖朝、德來五世孫惠日小治田朝廷御世被遣大唐學得醫術、因號藥師、遂以爲姓とあり、○書直は倭漢書直なり、○宮道、この姓氏錄に見えず詳ならず、古事記に建貝兒王者宮首之別等之祖と見えて記傳に宮首は宮道なるべし、其據は舊事紀に稚武王近江建部君宮道君祖とあるも是なり、さて稚武王と云るは、例の御兄弟の間の傳の紛れにて武貝兒王なるべし、其地は三河國寶依郡宮道郷とある是也と云れたり、また公事根源に山城國宇治郡山科神社は此宮道氏の祖神なりとあり、○阿彌陀は通證に衣縫造孔子文、忌寸釋迦見文武紀稱德紀曰頃見諸司入奏名籍或以國主國繼名向朝臣名可不寒心或取真人朝臣立字以氏作字是近胃姓復用佛菩薩及賢聖之號每經開見不安于懷自今以後宜勿更然とあり、○岡君は詳ならず、仲哀紀に岡縣主あり、姓氏錄右京諸藩に岡連市往公同祖曰國王男安貴之後也とあり、また續紀十七に市往泉麻呂賜岡連姓云々、勝寶六年八月四日百部法華經を百人に分寫する交名の古文書に岡大津といふ人見えたり、○置始連は、姓氏錄右京神別に長谷置始連、饒速日命七世孫大新阿命之後也とあり、左

京神別に大椋置始連縣犬養同祖阿居太郎命之後也ともあり、また續紀八に置始連首麻呂あり、神名式に伊勢國安濃郡置染神社あり、○中臣間人連老は詳ならず、姓氏錄左京神別に間人宿禰神魂命五世孫玉櫛比古命之後也とあり、○萊州は、集解に唐書地理志曰河南道萊州東萊郡とあり、○奉觀天子は、天子は集解に唐高宗とあり、通證に云はく唐書日本傳曰永徽初其王孝德即位改元曰白雉獻號玳瑁大如斗碼礪若五升器ともあり、

於是東宮監門郭文舉、悉問日本國之地里及國初之神名、皆隨問而答、押使高向、立理卒於大唐、伊吉博得言、學問僧惠妙於唐死、知聰於海死、智國於海死、智宗丑年、付劉德高等船歸、妙位、法勝、學生水連老人、高黃、金井十二人、別倭種韓智興、趙元寶、今年共使人歸、

東宮監門は唐書百官志に東宮官太子左右監門率府率各一人副率各二人掌諸門禁衛とあり、○悉問日本國之地里云々は、通證に里與理通用唐書所載之地理神名即是と云へるが如し、○伊吉博得は、通證に大寶二年從五位上伊吉連博德修律令、姓氏錄伊吉連出自劉家楊雅也とあり、○惠妙は、集解に按大化元年紀有惠妙爲百濟寺寺主、以天武天皇九年卒、然則與此別妙疑、誤字、蓋白雉四年所遣之僧とあり、○知聰は白雉四年に所遣僧なり、○智國智宗共に詳ならず、○庚寅年は、通證に爲持統四年、在唐三十八年とあり、○覺勝は、白雉四年に所遣僧なり、○乙丑年は、通證に爲天智四年、在唐十二年とあり、○水連老人は白雉四年に所遣たり、○別倭種は、集解

に按此方人於彼所生之種といへり、○韓智興は齊明紀に見えたり

夏四月吐火羅國男二人女二人舍衛女一人被風流來于日向國

吐火羅國は、齊明紀に視貨邏また吐火羅人共妻舍衛婦人來云々を見ゆ、集解に唐書西域傳曰、吐火羅或曰吐俗羅曰視貨邏、元魏謂吐呼羅者居葱嶺西烏滸河之南古大夏地與挹怛雜處勝兵十萬國土著少女多男とあり、通證に西域記曰視貨邏國舊曰吐火羅國訛也、其地南北千餘里東西三千餘里とあり、○舍衛は、集解に類函、邊塞部、扶南傳曰、舍衛國隸屬天竺伽尸國一名波羅奈國亦名波羅國奈斯國とあり、通證に西域記曰室羅伐悉底國周六千餘里舊曰舍衛國訛也中印度境括地志曰沙祇大國即舍衛國也、在二月氏南萬里とあり、

秋七月甲戌朔丁酉西海使吉士長丹等共百濟新羅遣使泊于筑紫是月褒美西海使等奉對唐國天子多文書寶物授小山上大使吉士長丹以小華下賜封二百戶賜姓爲吳氏授小乙下副使吉士駒以小山上

丁酉は廿四日なり、○西海使は即ち遣唐使なり、○吳氏は詳ならず、集解に姓氏錄曰未定、雜姓右京吳氏百濟國人德率吳伎側之後也。近江國蒲生郡中村、吳神社有西海大使吉士長丹畫像二幅一、小山上服青紺冠小伯仙錦袴華銀鐙、二、小華下服緋蓋稱吳社祀吳氏之祖可知也、相傳巨勢忠久所畫とあり

冬十月癸卯朔皇太子聞天皇疾病乃奉皇祖母尊間人皇后并率皇弟公卿等赴難波宮壬子天皇崩于正寢仍起殯於南庭以小山上百舌鳥土師連土德主殯宮之事十二月壬寅朔己酉葬于大坂磯長陵是日皇太子乃奉皇祖母尊遷居倭河邊行宮老者語之曰鼠向倭都遷都之兆也是歲高麗百濟新羅並遣使奉吊

壬子は十日なり、○崩、大日本史に本書享年欠、神皇正統記、如是院年代記、並曰五十九他無所考と云へり、○百舌鳥土師連、は倭名鈔に和泉國大鳥郡土師波爾之とあり、和泉志に土師今日曰毛須莊、又百舌鳥耳原中陵即此郡とあり、○己酉は八日なり、○大坂磯長陵は、延喜諸陵式に大坂磯長陵難波長柄豐碕宮御宇孝德天皇在河内國石川郡、兆城東西五町南北五町守戸三烟とあり、河内志に在山田村蓋大坂山西面之地とあり、○倭河邊行宮は、上文に見えたる飛鳥河邊行宮なり、

日本書紀 孝德天皇紀集釋終

2/34

明治三十四年四月三十日印刷  
同 年五月五日發行



謹  
行  
者

熊本縣飽託郡力合村

竹  
間  
清  
臣

印  
刷  
者

東京麹町區飯田町三丁目五十番地

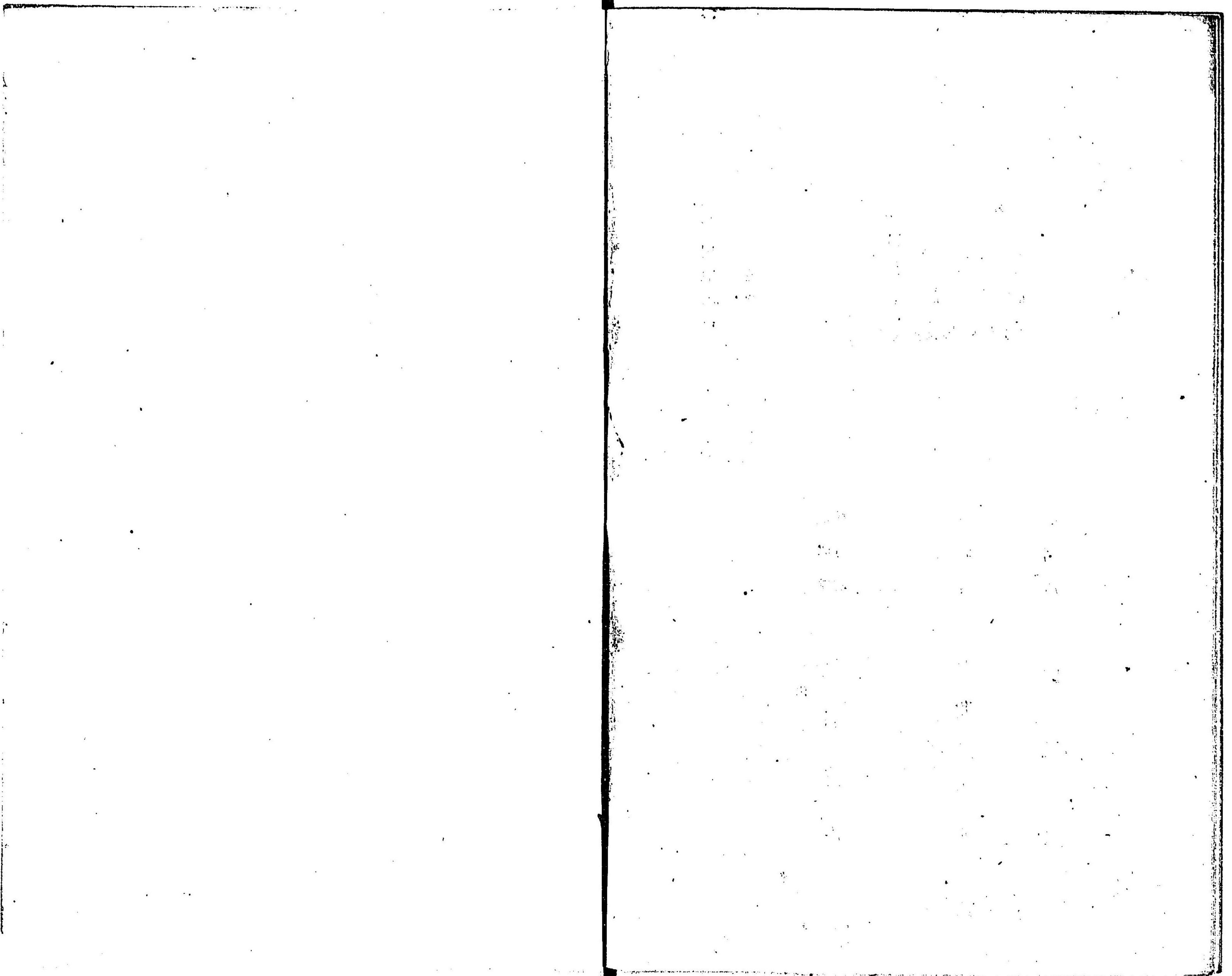
大  
槻  
民  
治  
郎

印  
刷  
所

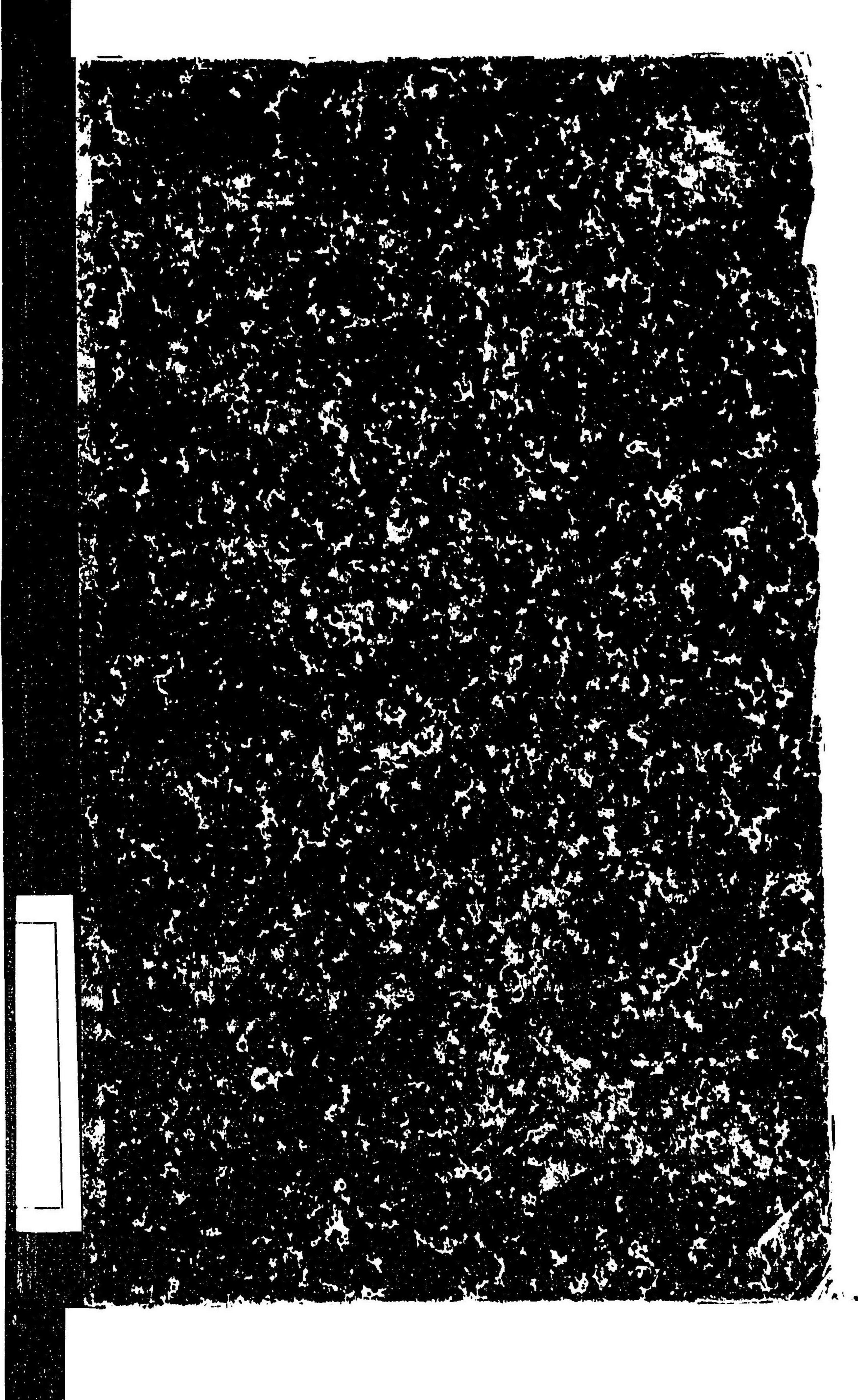
同

同  
益  
社





81
634



001500-000-3

81-634

孝徳天皇紀集釈

竹間 清臣/述

M34

ACB-3973



